

平成 30 年 第 3 回相楽東部広域連合議会定例会

日時 平成 30 年 12 月 14 日 (金)

9 : 30～15 : 40

～速記録～

◎ 議長 (杉岡 義信)

皆さん、おはようございます。議員の皆様には、何かとご多忙のところ全員ご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしくご審議くださいますとともに、円滑な議会運営にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。本日、裁判等に係る説明要員といたしまして、波多野環境課指導員を招致しておりますので、よろしくお願いたします。ただいまから、平成 30 年第 3 回相楽東部広域連合議会定例会を開会します。堀広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長 (堀 忠雄)

皆さん、おはようございます。本日は、平成 30 年第 3 回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中をご出席いただき、まことにありがとうございます。さて、大阪高等裁判所で審議されていた「テールアルメ擁壁及び周辺土地の変状による損害賠償請求事件」は、さきの常任委員会で「損害査定額」をご報告申し上げましたが、12 月 11 日に遅延損害金及び弁護士費用を加算し、3 億 8,000 万円と訴訟費用 470 万円の合計 3 億 8,470 万円での和解勧告が出されました。和解に当たっては、地方自治法上、議会の承認が必要でありますので、本会議終了後、弁護士から詳細説明をいただく予定をいたしております。本定例会におきましては、29 年度の決算認定、30 年度の補正予算につきましてご審議をお願い申し上げるものでございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、まことにご苦労さまでございます。ありがとうございます。

◎ 議長 (杉岡 義信)

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定によって、5 番 西昭夫議員、6 番 鈴木かほる議員を指名します。日程第 2 会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る 12 月 14 日開催の議会運営委員会において、本日 1 日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（杉岡 義信）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。
日程第 3 閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに、総務厚生常任委員長 岡田勇議員。岡田君。

◎ 総務厚生常任委員長（岡田 勇）

皆さん、おはようございます。岡田でございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、12 月 4 日午前 9 時 30 分から和東町体験交流センター会議室において開催いたしました。まず、平成 29 年度一般会計歳入歳出決算の概要について、総務課及び環境課が所管する事業に関して説明を受けました。次に平成 30 年度事務事業の進捗状況について、10 月末現在での予算執行状況に関して説明を受けました。引き続き、環境課指導員からはテールアルメ裁判について、去る 11 月 21 日に裁判所から提示された和解案の概要についての説明を受けましたが、続いて 12 月 11 日にも 2 回目の和解案の提示が行われる旨の報告がありました。次に平成 30 年度一般会計補正予算(第 2 号)(案)について説明を受けました。委員からはクリーンセンター関係の工事請負費の内容等の詳細について、また係争中の相手と契約を締結することの正当性についての質問が出されました。最後に、平成 30 年第 3 回定例会への付議予定案件について説明を受け、委員会を終了しました。以上で 12 月 4 日に実施した総務厚生常任委員会の報告を終わります。

◎ 議長（杉岡 義信）

続きまして、文教常任委員長 坂本英人議員。坂本君。

◎ 文教常任委員長（坂本 英人）

おはようございます。文教常任委員会報告書。坂本でございます。文教常任委員会から報告を行います。本委員会は、12 月 4 日午後 1 時 30 分から和東町体験交流センター会議室において開催いたしました。まず、平成 29 年度一般会計歳入歳出決算の概要について、教育委員会が所管する事業について説明を受けました。委員からは働き方改革の関係で学校において、月 80 時間を越えるような過労死を誘発する長時間残業の有無、また土曜教育の位置づけ、活用や見直しについて質問が出されました。次に平成 30 年度事務事業の進捗状況として 10 月末現在での予算執行状況について報告を受けました。その後、質疑応答では、各学校施設の管理の実態や、いじめの認知件数・具体的な内容等に関する質問が出されました。次に、平成 30 年度一般会計補正予算(第 2 号)(案)について説明を受けました。委員からは南山城小学校スクールバス事故の保険適用の範囲について、また各学校内・通学路における危険なブロック塀の点検状況等について質問が出されました。次に平成 30 年第 3 回定例会の付議予定案件について説明を受けました。最後に、その他として環境課指導員よりテールアルメ裁判について、去る 11 月 21 日に裁判所より提示された和解案の

内容についての報告を受けました。以上で12月4日に実施した文教常任委員会の報告を終わらせていただきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

以上で報告を終わります。日程第4 一般質問を行います。質問時間は、答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。6番 鈴木かほる議員の発言を許します。鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

6番、鈴木かほるです。議長から許可を得ましたので、通告書に沿って質問したいと思います。質問は大きく3つあります。まず1つ目、文化財保護についてです。平成21年に制定された相楽東部広域連合文化財保護条例の現状とさらなる保護活動の進展を求め、質問します。1. この条例の下位規則などはどのように制定され、運用されていますか。2. 直近の文化財保護委員会はいくつ開催され、何が議題になりましたか。3. 村史に記載されている希少生物などのその後の実態は把握されていますか。4. 民俗文化関係の収集品は一部を南山城小学校に移し、学校教育に活用すると今年の第3回定例会で答弁されましたが、現状はどうですか。2つ目、スクールバスの昼間活用、村民の足として昼間の活用ができるように検討されるのか、教育委員会の見解について質問します。1. 車の運行は教育委員会が行っていると村議会で答弁を受けました。使用について村と協議したことはありますか。2. 童仙房からは小・中2台のバスが朝、おりてきます。これに村民が同乗できませんか。3番目、通学路の安全対策、南山城小学校の石段で下校時、児童がころんではがをしました。毎日全校生が昇降する通学路です。中央に手すりをつけるなどの安全対策が必要ではないかと思いますが、いかがですか。以上です。あとは自席に戻って質問したいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

おはようございます。よろしく申し上げます。鈴木議員のご質問にお答えします。1つ目の文化財の保護についてです。1点目の相楽東部広域連合文化財保護条例に関してです。ご承知のように本条例は文化財保護法に基づき、3町村の文化財を保存し、かつその活用を図ることにより住民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に資することを目的として平成21年3月に公布し、同年4月1日から施行しているものです。ご質問の、その下位規則についてですが、相楽東部広域連合指定文化財の認定の基準に関する要綱が平成21年4月1日から施行されております。この要綱は、国・府指定を除いた町村に所在

する文化財のうち、町村にとって特に重要と認められるものの指定に関する基準について定めたものです。具体的には有形・無形の文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物等の指定・認定の基準を定めております。なお、本条例及び要綱に基づく指定についてですが、連合になってから新たな文化指定は行っておりません。今後は連合の文化財保護委員会の協力を得ながら、連合の指定文化財について検討していきたいと考えております。2点目の文化財保護委員会の開催についてです。保護委員会は会議、研修会、視察、歴史講座等年7回程度開催しております。直近の全員会議は本年6月12日に開催しました。正副委員長の選出、年度の事業計画、管内3町村国指定・登録、府指定・登録文化財の現況、年度補助事業等について協議しました。次年度は先ほど申しました連合指定の文化財に係る協議も予定しております。3点目の村史に記載されている希少生物など実態把握についてです。村史には「最近の人間による種々な程度の自然、生態系への関与によって、昔から生息する生物の種類や数が減少し、中には絶命したり、絶滅に瀕しているものが少なくない」との記述があります。いわゆる絶滅危惧種等と呼ばれるもので、環境省レッドリスト、京都府レッドリストに登録されているものが大半です。絶滅危惧等の希少生物の保護は、種の保存法や自然環境保全法に則って行われる方が効果的という見解もありますが、教育委員会としましては文化財保護の観点による実態把握は現在のところ取り組んでおりません。ただ、いずれにしましても希少生物の保護・保存は必要不可欠であることに違いありません。今後、南山城村当局とも連携し協議を進めていきたいと考えております。最後に民具等の活用状況についてです。現在、高尾生涯学習センターに保管されております民具無量館からの寄贈収集品は主に児童が訪問したり、また写真に撮ったりして地域の歴史や暮らしの学習に活用させていただいております。なお、民具の小学校移管についてですが、3学期の教材として3年生の社会「今に残る昔と暮らしの移り変わり」、また6年の総合学習「村の歴史を学ぶ」などの学習があり、それに合わせて1月に村から一部借用して小学校へ移す計画をしております。ご理解をよろしくお願いいたします。2つ目の質問、スクールバスの昼間活用についてお答えいたします。スクールバスの運行及び管理業務は教育委員会が行っております。使用についての村との協議はということですが、スクールバスのありようについてはこれまでも適宜行ってきました。スクールバスは登下校のみならず校外学習や合同学習、交流学习また緊急事態への対応など幅広く活用されていることから住民の皆さんの定期的な活用は適当でないかと村とも共通認識しているところです。なお、スクールバスの空き時間に限り、当該車両の使用について相談等があれば教育委員会も一緒に考えさせていただきたいと思っております。次に朝、童仙房から下りてくる2台のバスに村民が同乗できないかということについてお答えいたします。スクールバスは小中学校の児童生徒の通学を目的として運行されるバスです。現在、始業時刻と終業時刻に合わせて学校と子どもたちの居住地、また最寄りの駅を結ぶ形で運行しています。運行主体は連合であり、児童生徒、教職員等の学校関係者以外の利用は基本的にはできませんが、児童生徒の移動に介助を要する場合には例外としております。教育委員会では乗車中の子ども

たちの安全確保のため、乗車すると思われる児童生徒の座席を常に確保する必要があります。したがって不特定の住民の皆さんの乗車を可能とする混乗は、その座席の確保を保障することができません。そもそも立って乗車できるようなつり革や手すり、パイプなどの設備がないので、座席のみの乗車となり、立ち席は禁止となります。ご理解のほどよろしくお願いします。なお、かねてより北久保議員等からご指摘を受けておりました朝の南山城小学校、笠置小学校のスクールバス、混乗運行につきましては、これまで検討を重ねてきたところですが、幾つかの課題も整理でき来年4月より小中学生の混乗による一本化に移行する計画を立てております。3つ目、通学路の安全対策についてお答えします。議員ご指摘のけがについてですが、児童が登下校に利用する保健センター裏の階段で起こったものです。10月、11月にそれぞれ1件ずつありました。原因は足元を見ていなくて最後の1段を外した者。友達としゃべっていてよそ見をして外したものというもので、いずれも本人の不注意によるものでした。学校では早速階段の上り下りについて安全指導を徹底したところですが、ご指摘の階段につきましては幅も広く途中で踊り場もあり、緩やかな階段で昨年度より段差が発生している箇所も補修工事も行い、安全に通行できる通学路となっております。このたびのけがは手すりがあれば防げたとも言い切れないようです。また、手すりをつけることによって子どもたちにとってはそれが遊具となってかえって事故を起こすことにもなりかねません。いま少し設置については様子を見ていこうと思っております。児童の安全確保については、今後とも学校と協議しながら安全指導の徹底と環境整備に努めていきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いします。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

そうしたら順次、質問していきたいと思えます。これ、旧野殿道にある磨崖仏、六地藏なんです。ここにちゃんと看板もあります。こういう活動がかつて村の教育委員会はやっていました。専門家の力も借りてこのときには奈良の石仏会の方も一緒になってこの年、これは平成5年なんですけど村の石造物で村指定に推薦するのはどれかというので5つほどの地藏さんやら灯籠やらを回って、最終的にこれは村指定にするのが適切とか、これは余りまだ今のところ保留というふうなそういうことをずっと研究されているんですね。そういう活動が今も続いているのかなと。ちょっと疑問なんですけど、どうですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほども申しましたように、国指定・府指定がどんどん今増えていっている状況にあります。ということで連合指定というのは現在のところ、連合になってからの分については行っておりません。連合になるまではそれぞれ町村ごとに行われていたと聞いております。先ほども申しましたように、連合指定につきましては、来年度から文化財保護委員会との協議の中で考えていきたいと思っております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

村史なんかを見ていますと、やっぱり文化財保護についてのきちとした規則があったりとか、それから例えば南山城村天然記念物保護規則というのがあったんですね、かつては。それからまた天然記念物の保護指導員の設置要綱とかいうのもあったんですね。そういうのはやっぱりきちっと法整備するということは考えておられるのでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

今のところは先ほど申しました保護条例と基準を決めているもので、これに基づいて繰り返しております文化財保護委員会等で検討してみたいと思っております。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

この文化財というのは他にもいろいろありまして、例えば先ほど出てましたけれども京都のレッドデータブックに載っているようなものがあるんですね。この村史なんかには詳しく書かれています。やっぱり地道に地元の文化財保護委員の方たちの活動があって初めてできるものだと思いますので、その辺の充実をきちとしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。先ほどからの教育長からの答弁はそういう意味合いでおっしゃっていると受けとめていいのでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

同じことになりますけれども、先ほども言いましたように文化財保護委員会で今おっしゃっているような希少生物も含めて検討を重ねていって、ただ指定するだけで終わっても意味がないと思います。指定に基づいて今度はいわゆるその保護という形になりますから、それも含めて、例えば今も言いましたように文化財保護委員会がどこまでできるのか、文化財保護委員会だけではなかなかということになりましたら、先ほども言いましたように村と一緒にやっていくということを考えていきたいと思っております。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

去年の教育委員会の議事録を見てましたら、その議事録に初めて笠置と村の補助金要綱の中に笠置と村が入ったと。それまでは和東しかなかったという話もあったのですが、結局それまでの連合になってからの9年間というのは村や笠置は自治体からの補助金が出ていなかったということが教育委員会の議事録から私は思ったのですが、そこら辺の理解は間違いないでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

早よ、したってや。時間ないぞ。生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（井上 浩樹）

暫定登録を含めまして最近では笠置町と連合管内での暫定登録の実績もございます。その結果、修復等に係る補助メニューの申請があった場合、連合の予算化をして補助金を交付していくという流れになっています。直近では和東町に対する額の確定ももうすぐ出てくるところでございます。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

こういう村史だけじゃなくて、各区には例えば田山区史とか、私の地元だったら今山区史とかあるんです。そういうのを見ていましたら非常におもしろくて、おもしろいと言ったらあれですけども、こんなことまで載っているのかと。もちろんこの村史の中にも昔の人の暮らしやらがよくわかるんです。それがお金に変えられるものかといったらそういうものではないんですね。書いてある中身がね。こんなふうに子どもがこういうおやつを

食べていた話とか暮らしぶりがよくわかるようなそういうことまで書かれている。そして今山区史なんかを見ていると、昔の方言というか、ああ、こんな言葉を使っていたんやなと思うような言葉まで載っているんですね。それは紙に記録されている言葉なんです。でも音ではないんですね。去年も言わせてもらいましたけれども、収集されているのが南山城小学校で使われているということで先ほどの話だったのですけれども、その同じ方が音の記録、カセットに音の記録も残しているんです。その音は例えばわらべ唄的なものであったり、子守歌みたいなものであったり、昔話であったり、その音の記録を残された方は30年間の間に記録されたものなので、もう亡くなっている方も多いのです。そのカセットテープというのは磁気媒体ですから、だんだんだめになっていきますので永久保存ができるような手だてを是非してほしいと思うんです。紙では伝わらない音の記録です。是非検討をお願いしたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほども言いましたように、今は村で保管してもらっておりますので教育委員会として、すぐにこれどれというわけにはいかないと思います。ただおっしゃりますようにいわゆる民具というのは幅広く残されております。その保存についてもまた村と協議しながらやっていきたいと思っております。いずれにせよ、活用できるものは小学校だけではなくて中学校も含めて子どもたちに活用させてもらいたいと思っております。とりわけ南山城小学校に移すことによって合同学習等で南山城小学校の子どもたちだけではなくて、和東小学校、笠置小学校の3年生もそこで勉強できるのではないかと考えておりますのでよろしくお願ひします。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

音の記録の保管についてはどうなんですか。それは村と協議して前向きに検討していただけるのでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

検討はします。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

じゃあ前向きに検討していただくことを期待しまして、スクールバスの話にいきたいと思います。スクールバスについては村ではできないという理由を聞いております。何でできないかみたいな理由をね。運行は教育委員会の責任だということでバスは村の物だけれどもと聞いています。そういうできない理由を挙げるんじゃなくて、前向きに昼間も活用できるような方向で、今使っているよりもさらに村民のためになるような方向で検討いただきたいと思います。先ほど、小中学校一緒に乗るといのはそれは童仙房の子どもたちと一緒に乗せるという話ですか。ということはバスは1台減らすということですか。それは経費節減にはなると思うんですけど、ということは下校のときも小中学校合わせた下校計画を組んでいくということになるんですかね。わかりました。じゃあ、前向きに是非、より村民の足としても有効に使えるような前向きな検討をお願いしたいと思います。一言、お願いします。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほどもお答えさせてもらいましたように、定期的に例えば何時からこのバスが出ますよ、定期的に走らせて乗ってもらおうというわけにはいかないのです。これはご理解ください。だから例えばどうしても緊急の場合とかあるいは事前にバスが空いているところについては相談に乗せてもらうということですので、完全に地域住民の人をシャットアウトしているとかそういうことではありませんので、現状は先ほども言いましたように学校では何が起こるかわからんというのがありますから、定期的な運行というのは難しいということです。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

そうおっしゃらずに、わかるんですよ。下校の時間が変わったりとか、学校の行事があったりとかで変わるのわかるんですけども、検討は前向きにお願いしたいと思います。

スクールバスについては国からも方針が出ていますよね。方針が出ていますよね。それができない4項目というのは条件はありました。国の方針は文科省から平成8年にへき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス・ボートの住民の利用に関する承認事項とかいう長いあれが出ています。それを見ていると条件が5つほどありまして、登下校に支障のないこと、安全面の配慮をすること、交通機関のない地域等の住民に利用すること、教育委員会が認めること、府教委が認めること、という条件がついているんですけど、村の場合はこういうことに私は当てはまると思うので、是非検討をお願いしたいと思います。では次、通学路の安全対策です。どういうふうに学校が指導したかは教育内容にかかわりますので私は言いませんが、学校関係者とか保護者とかに聞いてみますと、やっぱり手すりがある真ん中があれば安全だなと。子どもってふだんはそんな手すりなんかつかまりませんよ。私らみたいになってくると手すりのあるそばを歩こうと思いますけどね。子どもはそんなこと考えるようなあれじゃないと思います。あの階段、私も上がってみましたけどそんなに急な危ない階段ではないんです。平均ですけど12段上がったら平らのところがあってまた12段上がったら平らのところがあってを10回ぐらい繰り返すような比較的ちょうど体力づくりにはいいかなと思うんですけども、やっぱり真ん中に手すりをつけるとか、何か安全対策が必要じゃないかなと思うんですけど、それは関係者の方なんかにも伺ってもそういうふうな声は聞いています。それともう一つ、かつて子どもが1年生やった親とか今1年生の親なんかにも聞いてみますと、やっぱりランドセルが重いと。全国的にもランドセルが重いのが問題になっていますけれども、それでやっぱり階段上がるときに後ろにひかれるような感じになるというふうな話も聞いていますので、安全対策をやっぱり考えてほしいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

学校がつくられるときにかなりいろいろな視点から石段がつくられたと思います。それで本当にこれ、子どもが安全の確保ができないという認識だったら、学校がつくられたときにきちっと設定されているのではないかなと思っております。だから先ほども言いましたように、もう少し様子を見て、ただ手すりがあることによって先ほども言いました遊具になったりとか、あるいは手すりがあることによってもっと他に階段を、石段を活用するということも考えられますので、もうちょっと様子を見てから整理したいというふうに、先ほど答えたとおりです。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

そういう手すりがあったらその上を滑るんじゃないとか、そういうのはやっぱり学校の指導の問題になってくると思うんですけど、様子を見てということでしたので是非検討は続けていただきたいと思います。すぐには結論が出ないかもわかりませんが、それをお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木かほる議員の質問が終了いたしました。続きまして、10番、岡田 勇議員の発言を許します。岡田君。

◎ 10番（岡田 勇）

議長のお許しを得て通告書に従って一般質問を行います。最初に皆さんにお断りしておきたいんですけど、私の質問の中で「1丁目1番地」という言葉が出てきますので、これはよく連合長が申されておった言葉ですので、私も引用させていただきましたのでご了承のほどよろしく願いいたしたいと思います。東部広域連合の現在最大の課題であるごみの問題であります。しかし私たちの生活にはなくてはならない大問題だと思っております。また連合長が先ほども申しましたように、最も重視されている1丁目1番地のことであります。以前から多くの議論の中でごみの問題の解決が1丁目1番地だと申されてきました。したがって、その1丁目1番地ももう賞味期限と言いますか期限が迫っております。今現在の状況を事細かく報告をお願いいたしたいと思っております。1丁目1番地が例えうまく理解を得たとしても次は2丁目2番地が待っております。しかも2丁目2番地もクリアーをしなくてはなりません。更に2丁目2番地をクリアーしたと仮定しても、次に3丁目3番地が待ち受けております。非常に責任の重いことであり大切な問題であることは私たちも承知いたすところであります。何らかの予定を計画されているとするならば今後の連合の方向を私たちが理解できるように述べていただきたいと思っております。次にテールアルメ裁判についてであります。平成19年2月22日に提訴し、平成26年3月28日一審判決を受け、すぐさま相手方から控訴され、今日に至っております。はや一審7年、二審4年を費やしております。もう既に10年が経過しております。いよいよ二審判決ももうわずかと聞いておりますが、その間の経過はその都度その都度報告されてきました。ようやくここに至って和解案が示され、その概要はさきの常任委員会でお聞かせいただきましたが、先日2回目の提示もあったとのことですが、さきの連合長の説明にもありましたが詳細な説明をお願いいたします。ただし和解についてであります、受けるか受けないかは管理者と弁護士、そして我々議会とが十二分に協議しながら進めて結論を出してください。また、跡地利用も含めて将来のことも考え、一考をお願いしたいと思います。次に連合教育委員会であります。まず発足以来、10か年が経過しております。当初の目的は教育長の数、教育委員の

数、そして経費節減、事務効率化の問題等で連合すべきとなり現在に至っております。しかしながら私は教育の観点から連合はいいとは思っておりません。お金を節約すればいいというわけではありません。そのことによって子どもたちの学力・体力・精神力、また地域における社会教育の重要性が得られるでしょうか。間違っているとは言いませんが、一度検討委員会をつくって検証してはいかがですか。教育委員会では事業の点検、評価報告書を作成されておると聞いております。それは一定の評価をいたしますが、やはり第三者による検討委員会により本来の教育目的が達成されているかどうかを考えるべきではないでしょうか。次にいじめ問題であります。いじめは今や日本国民全体の問題であります。特に子どものいじめは今日のように多くの犠牲者が出て、テレビや新聞を騒がしておる社会問題であります。人権尊重を根底から覆す現在の日本社会に大きな汚点を残しておると思います。こんなことでいいのか、何が原因なのか、私たち全員が人ごとだと思わず、我が事のように考えなければならないと思います。さて連合においては余りいじめの実例もありませんが、あったのかどうか、またあったとしたらどのように対処したのか、また、いじめをなくすために教育委員会としては学校・地域との連携をどのように図られているのか、お伺いいたします。次に広報「れんけい」に折り込まれております井上堅斗君の全国大会優勝の件であります。既に皆さんも承知しておられると思いますが、井上君は砲丸投げの全国大会で去る8月20日に全国優勝されました。我が町においては画期的なことであり、そう簡単にできるものではありません。どうぞ彼の努力と快挙を心から称えてあげてください。教育委員会としてどのように考えどうされるのか、お答えを願います。ただし余り過剰にならず個人の今後のことについても十分配慮した中でお願いしたいと思っております。以上で質問を終わります。自席に戻り、また再質問させていただきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀広域連合長、答弁。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま岡田議員からいただきました一般質問にお答えさせていただきたいと思っております。私から最初の1番目、2番目の2問についてお答えさせていただきます。相楽東部クリーンセンターにつきましては、これまで地元と公害防止協定を締結し、住民の方々、また、議員の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、無事安全に運転を続けることができしておりますこと、まずをもっと厚くお礼申し上げたいと思っております。現在、協定を締結している地元に対しまして、これまでのお礼を申し上げますとともに、一般廃棄物の処理は市町村の責務であるという法律の趣旨や施設的にはまだ使用可能であることを踏まえ、施設の延長をお願いしているところでもあります。その中でやはりこの協定書に基づき、真摯に対応することが大変重要でありますので、一旦3月末をもって施設の稼働を休止し、地元の了解が得られるよう引き続き再開に向けたお願い、協議を進めることとしております。ま

た新たな広域処理につきましても、相楽地域での処理を目指し、木津川市の新しい焼却施設への受け入れについてもさまざまな場面をお願いするなど、タイミングを見計らいながら鋭意調整を進めているところであります。以上の状況から来年度以降のごみ処理につきましては、当面の避難措置として民間施設での処理委託をするべく事務処理を進めているところでございます。今後とも、施設の延長に向け地元の意向を尊重しながら進めていくとともに、管内のごみ処理が滞ることがないように全力を挙げて取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。次に、テールアルメ裁判についてでございます。ご挨拶にも申し上げましたとおり、去る11月21日に裁判所から和解案の概要が提示され、その内容について先日開催いただきました常任委員会でご報告申し上げたところでございますが、今回12月11日に裁判所から和解勧告が出されました。損害金3億8,000万円に訴訟費用470万円を加えました3億8,470万円が和解金として提示されたものでございます。変状原因の責任については、当方が主張した内容、つまり日立造船及びウエスコの責任が概ね認められたものと思います。損害については、排土先、取得費用及び擁壁の建て替え費用の減額、附帯控訴部分の町道迂回路の改修工事費用の削除がありました。その他の損害については全額認められた内容でございます。この和解金に基づく「和解条項(案)」が提示され、合わせて控訴人ウエスコ及び控訴人日立造船はいずれも「受託意向」の報告がされたと、当方弁護士から連絡を受けております。これらの件につきまして、本日弁護士から説明していただくことになってはいますが、議会の皆様の意見も踏まえた上で適切に対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上、岡田議員から私にいただきました2問についての答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

岡田議員の一般質問、連合教育委員会発足10年についてお答えします。平成20年、経費の削減と事務の効率化を目指して広域連合が誕生し、教育委員会はその一役を担うことになりました。連合教育委員会としては、これまで行政面から経費の削減と事務の効率化を図りつつ、教育の究極の目的である「人づくり」「地域づくり」「未来づくり」に努めてきたところです。経費削減につきましては、設立後数年は人員の削減、備品の精選、また、施設設備や人材等の共有などにより、その効果が見られました。ただ最近はICT関係、空調設備、トイレの改修などハード面が膨らみ、総額としては増加傾向にあります。これらは社会に変化への対応に基づくものであり、その点ご理解いただきたいと思います。一方、事務の効率化ですが、3町村における組織や諸機関の合理化、各種イベントの一本化などに取組、かなり整理ができたのではないかと考えております。そこで経費の削減と事

務の効率化のもとに展開した連合による教育の効果はどうであったかということですが、その効果としましては、学校教育においては各校のよさの共有、相互支援、切磋琢磨によって豊かな人間性、質の高い学力が養われ、ひいては学校が活性化してきたことが上げられます。とりわけ学校間の交流学习、合同学習、地域と結びついたお茶学習、ふるさと学習などは町村独自ではできない、連合だからできる教育活動であると思っております。また、社会教育におきましては住民のニーズを踏まえた学習機会の提供、3町村地域住民の交流とつながりなどが効果として確認できます。今後も地方創生の実現に向けた連合の連合による連合のための人づくりに努めていきたいと考えております。なお、ご質問の教育委員会に関する事務の点検評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会が自ら点検評価を行うに際し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとなっております。これもまたそういう意味では第三者による評価に当たるのではないかと考えております。ただ議員ご指摘のように、第三者による検討委員会の検証については大事な視点であると認識しており、今後検討したいと考えております。次にいじめ問題についてです。連合教育委員会では、いじめは子どもの人権の最たるものとして認識し、その未然防止、早期発見、早期対応に重点的に取り組んでいるところです。京都府では小中学校において1学期末と2学期末の年2回いじめ調査を実施し、実態把握とその指導に努めております。さて連合管内におけるいじめの実態ですが、本年度1学期末のアンケート調査によれば、小学校で50件、中学校で1件のいじめを認知しております。3ヶタ、4ヶタの件数がある近隣の市町に比べるとかなり少ない件数となっております。各校における日ごろのきめ細かい指導の成果であろうと認識しております。連合管内には件数ゼロという学校もありますが、それはあくまでもアンケートの上の結果であり、いじめがないという認識はしておりません。また、いじめの態様ですが、いずれも冷やかしやからかい、悪口などの軽易なもので深刻なものはありませんでした。なお、3か月以上いじめの行為も当該児童生徒の苦痛もない状態をいじめの解消と定義づけられていますが、先日実施した追跡調査によれば学校からさきの51件は全て解消済みとの報告を受けております。いじめの未然防止には人権教育の推進、道徳科の充実等が欠かせません。また、早期発見には教職員がアンテナを高く張り、児童生徒一人一人の小さな変化にも気づく力を高める必要があります。また、地域住民による声かけ、挨拶、見守り運動などもいじめの抑止力となり、ご協力をお願いをしているところです。教育委員会としましては、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するという決して許されない人権侵害であり、どの子どもにも、また、どの学校にも起こり得るとい認識のもとに今後もいじめ防止等対策委員会の協力を得ながら、学校の取組を支援しつつ、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に向けた取組を積極的に進めていきたいと考えております。3つ目の和東中学校、井上堅斗君の全国優勝についてです。この夏、男子砲丸投げで相楽、山城、京都府、近畿の各大会を勝ち抜いて、岡山県で開催された全日本中学校陸上競技選手権大会に駒を進めた和東中学校3年生、井上君が見事に全

国優勝を果たしました。全国大会に進むことすら大変なことなのにそこで優勝するとは見事という他ありません。相楽地方で過去 30 年を遡ってみても団体・個人とも優勝はなかったとのこと。井上君が初めての快挙をなし遂げたばかりです。10 月に小学校の陸上競技大会があったのですが、その場でも彼の活躍を紹介したところです。教育委員会としましては、生徒数が 75 人という小さな学校から全国チャンピオンが誕生したことを大いに評価し、和東町内に横断幕を掲げて彼の活躍を称えたところです。さらにはこのたびの井上君の活躍は当該教育委員会表彰規則第 5 条、児童生徒功績賞、2 項のスポーツ活動、文化活動においてこの功績が特に優秀である者に該当するとして教育委員会表彰を進めているところです。先日、和東中学校校長から推薦書が挙がってきました。これを受け、12 月 20 日に予定しております教育委員会の審査にかけて最終決定をする予定です。年明けには表彰状を授与したいと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。以上で答弁を終わります。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡田君。

◎ 10 番（岡田 勇）

それでは連合長にお伺いしたいのですが、以前までは地元へのなかなか契約がまだ期限がきていないのでなかなか入りにくかったと、今般入って地元の人たちと協議されたという、そういうお答えですね。そうすると、地元の人たちが延長について率直にどういふふうに申されたのか、その点をお願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えをさせていただきます。これも今、岡田議員の質問にもありましたように、まずは地元に対してお礼とお願いをしていかないといけない。お礼というのは無事安全に運転して協力いただいたこと、そしてお願いはさらに延長させていただきたいと、こういうお願いをまず地元、設置している場所、下島区、そして土地を通っている撰原区、そしてそれが見えている周辺の石寺区、そのところを回らせていただきました。非常にありがたく、これは皆さんたちのおかげも住民の皆さんのおかげもあるのですが、事故がなかったということでもどの地域もよかったということで話をさせていただきました。あとについてはさらに節目というのは、すぐということにはなかなかこの区もなんですけれどもお話させていただきながら、延長の報告に向けてやっていこうという地元と撰原区はそういうお声が強かったわけです。石寺区においては分かれました。約束事だから 20 年間という約

東は契約と一緒にんだという強い意向も一部にありました。しかし、そこはやはりこれからじっくりとご説明しながら、まずはこの関係、皆さんにお願いして続けていくということが大事だと思っております。さらにこれには和東町内だけじゃなしに、いわゆる木津川市内の隣接区あるわけですから、こういったところも今やはりお礼とお願いを申し上げる努力をしていくべきだと思っております。しかし、私ども先ほど申しあげましたように、この住民の意思を無視して強行に行くという過去の大きな禍根といういろいろな問題もありまして、そういうことを二度と繰り返さないためにも住民とそういった向き合いを真摯にしながら今後も引き続きやってまいりたいと思っております。合わせて西部が今できておるわけですから、そこに入れてほしいという話もこれも強く申しあげているということで今後も調整していくということで努力していきたいと、このような方向で進めているところでもありますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡田君。

◎ 10番（岡田 勇）

そうすると、地元は賛成でもなければ反対でもない、とりあえず20年間は過ぎたということなんですね。行政側としては延長はお願いしているけれども、それはまだ返事はわからないというぐあいに理解してもよろしいですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

施設のある下島区、そして通っている撰原区、これは何も延長を続けても否定はしないということをはっきりとお願いいたしました。やはりこれからの続けていく以上はいろいろな条件、もう一つは不安を持っておられます。というのは、今回擁壁が倒れるかもわからない、それで裁判をやっている、こんな状況を解決せずしてお願いしますということもなかなか行きにくい。まずはやっぱりいろんなことをきちんと条件整備しながら誠意を持ってお願いしていくと、こういうことが大事だと思っておりますが、そういった気持ちは地元も受けとめていただいております。その話し合いはこれからさせていただきますということでもあります。石寺区については分かれました。二分されておることですから、これはこれからやはり真摯に向き合いながらやっぱり努力してまいりたいとこのように思っております。近隣の町外で圏域でというのはなかなかお互い市長とか市町間の関係がありますので、ちょっと今事務的にお願いしておることでご理解いただきたいと思います。現在の状況はそういうことでもあります。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡田君。

◎ 10番（岡田 勇）

ずっとこの問題はかなり長い間議論されてきました。ようやく20年たって地元の人たちに全部反対じゃなくて一部賛成の方もおられるということで、とりあえず期間が許す限り努力していただきたいと思います。そして万が一、理解が得られなかった場合に私が先ほど申しましたように緊急避難ということで、多分これもお考えだと思うのですけれども、それも随分慎重にやっていただきたいとこのように思います。時間がもうございませんので、次の教育に、教育長の質問は大変どういいますか、お金を節約すればそれだけでええじゃないという、そういう言葉で極論を言ったのですけれども、教育者はやっぱり子どものために将来のことを思って教育するのですけれども、今度行政に入ったら、やはり財源が伴います。しかも学校、南山城、和東、笠置、3つが併用してお互いの施設を整備していかないかん。子どもたちを立派に育てるためには施設も必要だということは私は十分承知しております。だからお金を節約せえというのではないのです。極論的に言いましたけれども、かなりそれは苦労が必要だと思うのですけれども、連合ができたならマイナス、プラスあると思うのですけれども、プラスの方向にこれから教育長の方でどんどん引っ張って行ってほしいと思います。後になりましたけれども、井上君につきましては丁重なお返事をいただきましてまことにありがとうございます。これで私の質問は終わります。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

10番、岡田 勇議員の質問が終了いたしました。続きまして、5番 西 昭夫議員の発言を許します。西君。

◎ 5番（西 昭夫）

おはようございます。5番、西です。議長の許可を得て、通告に従って一般質問させていただきます。まず教育委員会、笠置分室について、現在中央公民館の耐震ができていない、改修・維持に費用がかかるということで「つむぎてらす」ができた後に各種団体が移動していった最終的に教育委員会が産業振興会館に入ると聞いていたんですけど、遅れている理由はなぜでしょう。それと分室に伴う図書室について、協議がなかなか進んでいないということでしたが今後どういう形で移転するのか。さらに土日利用はどうなるのか等をお聞きしたいです。次に小学校・中学校の安全について、6月、富山市立奥田小学校の事件で残念ですが交番で警察官の方が亡くなられて、当時耐震工事中であった工事の警備員の方が亡くなられた。そういうのを受けてなんです、いろいろな条件を変えてやると

シミュレーションしようと思うとかなりの数にはなるんですが、たまたまこういう事件が起きたということで各学校でどういう安全対策がとられているか。子どもたちの安全確保、誘導、職員のその体制とかは確認されたでしょうか。もしくはマニュアル等があるのか。そして訓練はされているのかお聞きしたいです。最後にごみ問題について、岡田議員と話がかぶるところは省略させてもらいますが、そもそも3町村の分担、和東だけが焼却場をつくっている。笠置・南山城村については分担があったと思います。そのことをお聞きしたいと思います。次に焼却場をつくる時に地元との覚書があったと思いますが、それはちゃんと履行されているかどうか聞きたいです。最後に今後のごみ処分について民間に委託される、緊急措置的に民間に委託されることになっていますが、期限とか今後のごみのスケジュール、ごみの処分についてのスケジュールとかをお聞きしたいです。あとは席に戻って質問させていただきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

西村副連合長。

◎ 副広域連合長（西村 典夫）

西議員のご質問にお答えします。教育委員会、笠置分室の移転でございます。このことにつきましては笠置町公共施設等総合管理計画の中におきまして、中央公民館を除去してその機能を笠置町振興会館に移転する、そういう事業でございます。そのことにつきまして、この移転することによりまして公民館活動や図書館機能が停滞しないよう連合教育委員会と慎重に協議を進めてきたところでございます。そういう中で遅れてきたという意識はないのですけれども、基本として慎重に議論してきた意見を交換してこういう結果になっているということでご理解をお願いいたします。図書館についてどういう形態で移転するのかということでございます。笠置町におきまして図書室の利用登録者は305人で29年度の利用者は延べ110名ぐらいになっております。これもごく限られた人が繰り返し繰り返し、貸したり返しに来られたりする現状でございます。町といたしましてもっと広く本に親しんでいただきたい、そういう思いを込めまして部屋をつくるのではなくてオープンなパーテーションなどのようなもので区切って入ってこられたら本が見える、見えた本をその場に行って手にとって読んでもらう、そのような仕組みをつくりたいと思ってオープンな図書室にやっていきます。また、土日利用はどうなるかということでございますけれども、土日につきましては、貸し出しは当面いたしませんけれども来られた方に読んでいただく、そのような形態を考えております。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

分室移転に伴う図書室の設営についてお答えします。西村町長とちょっと重複するところあるかと思いますが、ご理解いただきたいと思います。図書活動につきましては平成28年相楽東部広域連合こどもの読書活動推進計画、こういうものを策定しております。学校・家庭・地域社会が一体となって、社会総がかりで読書に親しむ活動の推進に取り組んでいるところです。そのためにも各小中学校の図書室とともに管内3町村の図書室の一層の充実に努めることも極めて大事であると認識しております。さて現在の笠置町図書室の利用状況ですが、これは今西村副連合長に言ってもらいましたね。利用登録者314名です。それから29年度利用者が延べ110名、蔵書冊数が1万2,628冊、これで平成29年度利用者数が355、月平均で30冊となっております。現状としましては、いずれもそんなに高い数値ではありません。このたびの移転を契機に利用者数及び利用冊数の大幅な増加を図りたく、よって増加につながるような図書室のアウトラインを設計したいと考えております。ご質問の、どういう形で移転するかということですが、現在、笠置町当局と綿密な調整を進めている最中です。移転先の産業振興会館1階ホールのゆったり感を最大限に生かして、具体的にはパーテーションを用いて本の本質などに配慮しながら図書をオープンスペースに配置し、利用者が気軽に快適に閲覧できるような設定を検討しております。貸し出しにつきましては現状の形態を維持できるようにしたいと考えております。次に開室時間ですが、閲覧及び貸し出しは現行と同様、平日の午前9時から午後5時までとなります。なお土曜日・日曜日につきましては当面は貸し出しはしませんが、閲覧コーナーをオープンにして住民の皆さんが自由に読書ができるようにしておきたいと考えております。ただ土日における貸し出し希望が多くなってくれば、笠置町と協議して総合的に検討したいと考えております。ご理解のほどよろしくお願ひします。それから小中学校における安全対策についてお答えします。学校における安全教育につきましては、交通安全、生活安全、災害安全、この3領域を通して児童生徒の安心安全の確保に努めているところです。議員のご質問はこの6月、拳銃を持った男が学校を襲うという富山市で起こった事件を受けてということですので、生活安全、すなわち不審者対策に係る取組状況についてお答えします。不審者対応につきましては、もちろん各校危機管理マニュアルを作成し、それに基づいて実施しております。防犯カメラの設置や防犯グッズの備えなどの環境整備を図るとともに、教職員の危機管理の意識強化、不審者侵入を想定した防犯や避難の訓練、児童生徒に対する防犯教育等を積極的に進めているところです。とりわけ、学校安全の基本は教職員一人一人の危機管理意識の高揚にあり、防犯に関する実践的な研修や訓練が欠かせません。各学校では毎年木津警察署員等を講師に招いて、不審者の侵入を想定した防犯研修会や訓練を行っております。不審者はどこから侵入したのか、不審者は一人か複数か、凶器を持っているのか、その凶器は刃物かどうかなどによって教職員一人一人の対応の仕方が変わってきます。不審者侵入の情報を発信する者、不審者と対峙する者、児童生徒を避難誘導させる者、けが人の処置にあたる者など個々の役割を果たしつつ、チームワーク

で対応することが求められております。一番大事なのは、子どもたちに過大な不安を与えることなく無事に避難させることですが、避難経路が定められない分、地震や火災に比べて不審者からの避難には難しいものがあります。よって教職員による防犯訓練と子どもたちを巻き込んだ避難訓練が一層大事になってきます。教育委員会としましては、引き続きこうした取組を継続する中で、児童生徒、教職員の安全確保と学校の安全管理に努めてまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま西議員からいただきました一般質問にお答えさせていただきたいと思っております。最初に3町村の分担についてであります。まず3町村の分担につきましては、公害を出さない安定的なごみ処理実現のため環境施設の設置に関し、以前からも広域的な視点で検討を行ってきたものであります。具体的には、平成8年ごろから当時の相楽地域7町村においてそれぞれの環境施設を分担することを確認し、相楽東部地域においても東部3町村の焼却場は和束町で、そして中間処理施設を笠置町で、そして最終処分場を南山城村でそれぞれ分担する計画としていたものであります。笠置町ですが時期的に経済的にこの中間処理施設は、いわゆる民間でやるということが相楽東部も西部も民間ということで設置いただきました。そういうことで東部の中間処理施設は民間でお願いし、今和束町で処理いたしております。そうしてまだこれ全部が確認どおりできているかと、こういうことなんですけれども、各市町村ともその後の財政状況が大変厳しく、また、市町村間における広域的な役割分担や費用負担についても調整等が進んでいないことから計画的な対応は十分できていないと、こういう状況が現実の問題であります。焼却場をつくるときの地元との約束事についてという2つ目のご質問でございます。次に、焼却場建設時の地元との協定内容でございますが、「公害防止協定書」等を締結し、「等」というのはこれ一つだけではない、いろいろあるんですが、期間の問題も。等を締結し、主には公害防止の責務や処理するごみの範囲を指定した上で、施設の処理業務期間を業務開始から20年間。この20年間というのは来年3月31日に迎えるということになります。その後の延長や処理施設の再建は行わないとする内容になっております。この内容ややっぱり私どもは今までやってきた地元の協力をいただいたという観点から真摯に受け止めなければならない。だから先ほどの答弁と重なりますが、一旦は休止して新しくお願いしていかなくやならないということで、3月からは一旦は休止させていただきますというのはそういうことです。そういうことで次をお願いしていきたいと、こういうことであります。また、公害防止基準を定めるとともに、公害防止委員会等で環境測定結果を報告する等の内容となっております。これは公害委員会を毎年開きまして、その結果内容を報告させていただきました。そ

ういうことであります。地元との協定の内容であります。今後のごみ処分についてであります。先ほど今答弁させていただいた、重なることはお許しいただきたいと思っております。最後に今後のごみ処理についてであります。こうした地元との協定を踏まえ、一旦施設の稼働を休止し、当面の避難措置として民間委託で処理を行うこととしている、こういうことであります。なお、20年間を超えても施設の機能としては、まだ使用可能でありますので、これは耐用年数、いろいろな面から考えてもこれはまだ修繕も投資は入れておりますので、まだ終わったからということで耐用年数を終わったものではありませんので、施設としてはまだ使用可能であります。そういうことでありますので、地元に対しましても施設の延長をこれからもお願いしていくとともに、そうやって一方では新たな広域処理につきましても、今受け入れ市の地元との関係などの諸事情により早期の実現は難しい状況であります。引き続き、粘り強く、これ「受け入れ市」と申し上げましたのも具体的に木津川市で今建っております。引き続き粘り強く調整してまいりたい、このように考えているところであります。これはこれからのいわゆるごみ処分についての方向ということで、あくまでも先ほどの岡田議員の一般質問があつて、I丁目1番地、私がよく使う言葉と言われましたが、やっぱり廃掃法という法律があります。その町の村のごみはそこで処理していくというのが責務としてあります。その責務を努力なしに他市町村に持っていくというのは廃掃法から言っても問題であります。まずは私たちの地域がやっぱり自分たちのごみは自分たちで処理するという考えのもとにやっぱり地元の皆さんに引き続いて粘り強くこれも真摯にお願いしていくというのが基本であります。これが言われる一番大事なことなので、それをせずして、はい、よそへお願いしますと、これは廃掃法から抵触する内容だと思っている。そういう意味では、私は大事なことはこれからも引き続き、まずは地元をお願いをしていく、こういうことでありますので議員の皆さん方も一層のご指導とご協力をいただきますこと、切にお願いして西議員から私へのご質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

西君。

◎ 5番（西 昭夫）

5番、西です。教育委員会、笠置分室についてですが、西村副連合長が遅れている意識はないとおっしゃいましたが、たしか今年、もしくは今年度中に移転できるということを最初に聞いていたんですがその辺はどうでしょう。

◎ 議長（杉岡 義信）

西村副連合長。

◎ 副連合長（西村 典夫）

先ほど来も申し上げましたように、連合教育委員会と慎重に協議を重ねてきた結果でございます。特に図書室のあり方につきまして慎重に深く協議してきたわけでございます。図書室のあり方につきましては、部屋で図書室をつくったらどうかとか、また、オープン的な図書室はどうかということにつきましていろいろ協議を重ねてきた、そういうことでございます。結果的にはそういう経費につきましても31年度当初予算に計上させていただき、具体的な取組をしていくわけでございます。結論といたしまして8月31日を目途にオープンに持っていきたい。そのような考えでございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

西君。

◎ 5番（西 昭夫）

5番、西です。結局遅れているんですね。遅れているんですね。来年度になるんですね。それはなぜかという質問をしていたんですが、遅れている意識はないということやったんで。図書室の問題だけなんですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

西村副連合長。

◎ 副連合長（西村 典夫）

大きな問題につきましては先ほども申し上げましたように、図書室のあり方について連合教育委員会と慎重に協議させてきていただきました。そういうことでございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

西君。

◎ 5番（西 昭夫）

5番、西です。今の中央公民館、外壁も安全面から見ると余りいいことはないと思います。外壁にはクラックが入っていますし、一部崩落もしていると思います。言えるのはできるだけ早く、早くできるだけ早く、子どもたちも使う施設なので早くやっぱり移転してもらいたいと思います。あと土日の図書室は検討ということなんですけれども、やっぱり9時から5時の貸し出しというのは町民その他の方でもやっぱり9時から5時の間に借りに行くというのはかなり難しいし、子どもたちはできるかもわからないですけど大人たちが借りようとするともやっぱり土日も開けてもらいたいのがありますし、土日、教育委員会はやってなくても職員とか委託という形もとれると思うんですけど、その辺どうでしょう。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほども申しましたように、貸し出しそのものは一応今のところ、これまでと同じ主体でいきたいと思っております。土日につきましては、事務所が職員1人、笠置町から入ってもらえるということですので、振興会館そのものが閉じているわけではありませんので、いわゆるオープンさせてもらいたいと思っております。ただ、今おっしゃったように貸し出しの件ですけど、貸し出しの事務処理となってきたら、また、これ人員という問題も出てきますので、そのことも含めて今後そういう貸し出しの希望がどんどん、やっぱり貸し出しは必要だということになりましたら、笠置町と協議しながら、その方向に向かっていくということでご理解いただきたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

西村副連合長。

◎ 副連合長（西村 典夫）

今教育長が答弁されたとおりでございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

西君。

◎ 5番（西 昭夫）

5番、西です。ありがとうございます。検討の方よろしくお願いします。安全面については、かなりやってもらっていると思うのでありがとうございます。子どもは地域の宝なので、安全面よろしくお願いします。最後、ごみ問題についてなんですけれども、地元との約束事について、たしか道の整備も入っていたと思うのですけれども、どうでしょう。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

はい、お答えさせていただきます。今もご質問いただきましたように、それを受けていただくにあたっては、そこへ行くアクセス道路のそういったものを直していかないといけないということで、一部そういったことを条件に整備できたもの、そしてその後なかなか

できていないもの、こういったものが今残っております。これも町でとなってくると、和東町で今後やっていかなきゃならないもの、連合としてやれるものについては修繕的なものとか、もう少し維持・管理に関する事とか、そういうものは進んできているわけなので、大きな根幹的なところが現在まだ残っております。これについては、今日は連合の場なのですが、和東町としても当然そういった約束は今後も、切れた時点で終わるんじゃないしに、やっぱり約束事は大事にしながら進めてまいるという基本姿勢で地元とは話し合いさせていただいております。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

西君。

◎ 5番（西 昭夫）

5番、西です。地元の話し合いが進んでないように今までは思っていたので、約束事が全て実行されていないことが話が進まない、話し合いを持ってもらえない一因かなと思っていたのですが、それはないですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

話をさせていただくときの前提の話が住民の皆さん、下島区の皆さんから、先ほど私もご挨拶でもちょっとうれしかったものですから入れさせてもらったのですが、無事に安全にこうして運転していただいたというのは、地元としても一番よかったということをおっしゃってくださいました。こうしたことであれば、何だ、次延長もだめだとは言わないと、さらに進めて話をさせていただく、向こうの方も一緒に受けて話させていただいたというのは非常にこれは私もありがたく受け止めましたし、だから今日のご挨拶にも紹介させていただきました。そういう意味で住民の皆さんと行政とが真摯に話し合いをして、その上に立ってものを進めていかないといけないという前提になっております。ここはきちっとこれからも話し合いを進めてまいりたいと思っております。今のところこれだから、道路ができていないから、約束事ができていないから、この話は乗りませんよという話は今のところ、この3区を回りましたが3区とも出ておりません。当然残っておる道路はあります。これは町の方の課題もあります。そういった問題は当然町の計画に乗せて今地元とも話しておりますので、これはこれから施設があろうがなかろうが続くか続かないか関係なしにその地域づくりとして町の責任において今進めておる、こういう状況ですので、これは住民の皆さんとご理解とともに進めると、こういうことをご理解いただきたいと思いません。

◎ 議長（杉岡 義信）

西君。

◎ 5番（西 昭夫）

5番、西です。わかりました。あと最後、ごみの処分、今後の処分なのですが、民間に一旦委託することになると言っていたのですけれども、今後の期限、いつまで民間に委託して、いつから自分のところで再開するか、さらに木津川市とか、多分スケジュールはあると思うんです。それを教えていただきたいのですけれども。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

はい。お答えいたします。先ほどからの答弁の中で一番基本的に考えておりますのは住民との話し合いというのが非常に大事にしております。強引にいくものではありませんので、住民と話し合い、まず住民に了解していただくことに努めてまいりたいと思っております。ただ、今、西議員が言われますように、そういったいつまで話がつくのか、こういうところが非常に私どもは厳しい内容でいつまでという話は正直なところ、速やかにしていきたいという漠然とした努力目標なので、これはご理解いただきたいと思っております。いつまでやるから住民にお願いしますという上の視点じゃなしに、やっぱり住民を大事にしながら、その結果がよければ採決、いけなければやっぱりこっちで違う努力をしていかなきゃならない、ここだと思っております。だからそのところお互い住民の信頼を大事にしておりますので、いつまでというのは、そういう意味では明らかにはしておりませんし、速やかに先ほど答弁させていただきました法律は地元で処理する、3町のごみは3町村で処理するというのに努めなきゃなりませんので、その法律に基づいて今後鋭意努力してまいりたいと思っております。そういう場合の間はやむを得ない処置はとりますが、それと合わせて3町村というのに西議員はご存じかどうかわかりませんが、次の約束は、相楽郡東部が一つで施設をやりましょうねというのを確認しているわけですから、その方向に向かってやっぱり努力していく、これから広域的にやるのは10トン機2基では、10トン2基ですら1万人を切れる人口には財政的にも非常に重い施設であります。やっぱりもう少し広域的でやっていくというのが大事だと思いますので、相楽郡一つでやりましょうねという確認もありますので、その努力目標にとって今後一生懸命進めてまいりたいと、これも合わせてやっていこうとしております。だから今西議員はいつまでされるのですかというところは、くどいようですけれども速やかに一生懸命、とにかく住民の皆さんと話させていただくことが大事だということでご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

5番、西 昭夫議員の質問が終了いたしました。これで一般質問を終わります。この際、議場の時計が午前11時25分まで休憩します。

（休憩 11：10～11：25）

◎ 議長（杉岡 義信）

休憩前に引き続き再開します。日程第5 認定第1号 平成29年度相楽東部広域連合一般会計決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

認定第1号 平成29年度相楽東部広域連合一般会計決算認定についてご提案を申し上げます。平成29年度の決算は、歳入総額8億4,986万1,356円、歳出総額8億3,971万9,361円で、歳入歳出差引額1,014万1,995円の余剰金が出ております。歳出の主なものは、教育費で4億8,387万6,127円、57.62%、衛生費が2億3,902万9,996円、28.46%を占めております。本決算書につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る10月24日、岡田勇様・高瀬哲也様、両監査委員さんに決算監査をお願いし、実施していただきました。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

続いて、議案の説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡潔明瞭をお願いいたします。中嶋会計管理者。

◎ 会計管理者（中嶋 孝浩）

会計管理者、中嶋でございます。よろしくお願いいたします。それでは認定第1号 平成29年度相楽東部広域連合一般会計決算認定につきまして、先の連合長からの提案説明と一部重複する部分もございまして全体を通しましてご説明申し上げます。また決算の各数値のうち、主な項目につきましては別冊の平成29年度決算の概要説明書に前年度比較表、平成29年度実績データ等を記載しておりますので、順にそちらの資料もご覧いただきたいと思っております。それでは、決算書をご覧ください。平成29年度一般会計決算の内訳でございますが、決算書の1、2ページに収入の科目別内訳を記載しております。歳入合計予算現額8億5,579万7,000円、調定額8億5,029万3,956円、収入額8億4,986万1,356円、収入未済額43万2,600円、収入現額と収入済額との比較593万5,644円となっております。続きまして支出でございます。3、4ページをお願いいたします。歳出合計予算額8億5,579万

7,000円、支出済額8億3,971万9,361円、翌年度繰越額685万6,000円、不用額922万1,639円、予算現額と支出済額との比較1,607万7,639円でございます。以上が一般会計決算額の概要でございます。これらの事項別明細を決算書の5ページ以降に記載しております。後ほど主なものについてのみ説明をいたします。それでは、前年度との比較決算の分析などは別冊の決算概要説明書に記載しておりますので、この後は決算概要説明書より行わせていただきます。それでは、概要説明書の1ページ、下段の対前年度比較表をご覧ください。収入の決算額ですが、主に前年度比較増減の幅が10%以上のものについて補足説明を申し上げます。初めに、分担金及び負担金が平成29年度は全体の91.51%を占め、構成町村の分担金で占めております。次に国庫支出金は対前年度比5,797.36%の増、大幅な増となりました要因としまして、小中学校の空調工事、校内LAN設備備品購入事業等に係る事業に対しまして交付された学校施設環境改善交付金によるものです。続きまして、府支出金は対前年度比16.83%の減となっており、未来づくりの交付金の減によるものです。主な理由は高齢化対策推進事業費の補助金に対象事業費の減少により交付減となったことによるものです。次に繰越金ですが対前年度比45.54%の減となっています。これは純繰越金額が425万4,435円と前年度より減となっているものです。次に連合債ですが対前年度比88.36%の減で、これは平成29年度において東部クリーンセンターごみ焼却施設運営に要する経費として28年度に引き続き連合債として借入れを行いました。教育債につきましては借入れがなかったため、前年度と比較しますと3,870万円の減となりました。歳入合計は8億4,986万1,356円となり、平成28年度との比較は6,571万3,448円、8.38%の増となっております。以上が歳入の内訳でございます。次に2ページの中ほど歳出の対前年度をご覧ください。区分の項目2行目の総務費ですが、総額は7,428万1,308円、前年度比との比較として1,731万8,946円、30.4%の増となっております。これにつきましては、主なものとしまして、LGWAN参加準備に係るネットワーク機器の購入や事務機器の保守料に係るもの他派遣職員の人件費の返還分が主なものとなっております。続きまして、5行目教育費ですが平成29年度4億8,387万6,127円、対前年度比5,328万588円、12.37%の増となりました。これは各小学校の校内LAN設備備品の購入や笠置小学校ののり面対策工事、和東小学校の空調設備工事及び雨漏り改修工事等が主なもので学校施設の環境整備費に係る大きな事業が増加原因となっております。次に公債費でございます。平成29年度3,014万5,285円、対前年度比1,255万6,257円、71.39%の増となっております。これは27年度に東部クリーンセンター分として借入れた借入れ分と教育委員会分として借入れた償還金が始まったことによる増額です。資料の最終ページ、27ページに連合債データを記載しておりますので、償還額等についてはこちらをご参照ください。以上の結果、歳出合計8億3,971万9,361円、平成28年度と比べまして7.67%の増額となっております。以上が大まかな歳入歳出の主な科目による前年度との比較を含めた概要でございます。続いて、2ページ下段の年度別一般会計決算状況でございます。平成24年度から29年度までの状況を記載しております。続きまして、3ページ以

降の説明を行います。平成 29 年度一般会計決算状況をご覧ください。まず、歳入でございます。予算現額 8 億 5,579 万 7,000 円、収入額 8 億 4,986 万 1,356 円、予算現額と収入済額の比較 593 万 5,644 円。続いて、歳出は予算現額 8 億 5,579 万 7,000 円、支出済額 8 億 3,971 万 9,361 円、予算現額と支出済額との比較は 1,607 万 7,639 円、差引額 1,014 万 1,995 円でございます。4、5 ページは一般会計歳入歳出決算の 29 年度、28 年度の対前年度比較表でございます。6 ページは 24 年度から歳入歳出の款別の年度ごとの推移となっております。7 ページは負担金、分担金の年度ごとの推移となります。10 ページにつきましては一般廃棄物処理手数料の 28 年、29 年度の実績の比較表となっております。8、9、11、12、13、14 ページにつきましては、東部クリーンセンターの平成 29 年度の処理実績をそれぞれ記載しております。続きまして 15 ページでございます。教育費の歳出決算状況を平成 24 年度から記載しております。16 ページから 26 ページまでの項目につきましては、平成 29 年度の教育委員会活動実績を添付しております。これにつきましては、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果報告書として、評価等を加えた冊子を別途お手元に配布させていただいておりますのでそちらをご覧ください。27 ページは先ほど述べました連合債の償還年次表となっております。以上が決算の概要説明資料となります。それでは、決算書に戻っていただきまして決算書 5 ページ、平成 29 年度一般会計歳入歳出決算事項別明細をご覧ください。款項目、収入済額、収入未済額の順に主なもののみご説明させていただきます。1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金、5 億 4,381 万 3,000 円、0 円、これは備考にも記述しておりますように各市町村からの負担金でございます。2 項分担金、1 目分担金、2 億 3,387 万 5,000 円、0 円、これは東部クリーンセンターに係る分担金でございます。続きまして、2 款使用料及び手数料、めくっていただきまして 7、8 ページでございます、2 項手数料、1 目手数料、1,198 万 8,960 円、収入未済額 41 万円、これは東部クリーンセンターに持ち込まれたごみの処理手数料です。収入未済額として東部じんかい処理組合から継承した分が 1 件ございます。徴収努力を行ってござりまして平成 29 年度は 7 万円の徴収ができました。今で完納には至っておりませんが、引き続き早期完納に向け徴収に努めてまいりたいと考えております。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目教育費国庫補助金、1,562 万 8,000 円、0 円、主なものは 1 節小学校費国庫補助金、1,205 万 9,000 円で学校施設環境改善交付金、2 節中学校費国庫補助金、337 万円、0 円、同じく学校施設環境改善交付金 334 万 8,000 円が主な収入でございます。4 款府支出金、1 項府補助金、めくっていただきまして 9 ページ、10 ページ、2 目総務費府補助金、1,086 万 1,070 円、0 円、主なものとしまして、未来づくり一括交付金の 1,085 万 7,000 円が主な収入となっております。11 ページ、12 ページをご覧ください。6 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、次をめくっていただきまして 13、14 ページ、1 節財政調整基金繰入金、400 万円、財政調整基金繰入金でございます。8 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、1 節雑入、1,706 万 8,300 円、収入未済額 2 万 2,600 円、これは主に南山城村学校給食センターに係る給食費及び南山城保育所の給食委託に係る負担分が主

な内容で、収入未済額は2万2,600円については南山城村学校給食センターの給食費の未納分でございます。続いて15、16ページをお願いします。9款連合債、1項連合債、2目衛生債、1節、510万円、これは一般廃棄物処理事業債です。歳入合計、収入済額8億4,986万1,356円、不納欠損額0、収入未済額43万2,600円となっております。続きまして支出でございます。17ページ、18ページをお願いします。支出につきましては、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に主なもののみご説明を申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7,199万196円、0円、56万2,804円、主な支出についてですが、19、20ページの下段をご覧ください。13節委託料、1,136万5,520円、0円、10万2,480円、主なものといたしまして、その他委託料としてLGWAN接続に係るデジタル疎水接続機器保守料441万6,228円、システム向上事業、中間サーバーの関連事業の委託料としまして152万2,800円、事務機器保守委託料として185万8,464円となっております。21、22ページをお願いします。18節備品購入費、1,706万1,015円、0円、4万8,985円、主なものといたしまして1,603万4,760円、これにつきましてはネットワーク機器の購入代金でございます。次に19節負担金、補助及び交付金、2,380万2,103円、0円、31万4,897円、これは備考に記入しておりますとおり3町村への派遣職員人件費の返還金でございます。23、24ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1,086万403円、0円、6万597円、25、26ページをご覧ください。2目児童館費、1,083万9,403円、0円、6万597円、27、28ページ、19節負担金、補助及び交付金、834万1,191円、0円、809円、これにつきましても笠置町派遣職員の人件費の返還金、816万2,191円でございます。次に4款衛生費、29、30ページに移っていただきまして、2項清掃費、1目衛生総務費、601万2,022円、0円、2,978円、主なものといたしまして、13節委託料、451万9,800円、0円、200円、東部クリーンセンターの公害環境測定調査委託料でございます。続いて、2目じんかい処理費、2億284万7,488円、0円、1万1,512円、主なものは11節需用費、2,791万1,762円、0円、3,238円、光熱費の1,597万8,057円でございます。続きまして、13節委託料、1億7,475万5,766円、0円、7,234円、主なものとしまして、施設運転委託料としまして5,657万1,420円、次に31ページ、32ページをご覧ください。廃プラ残渣処理委託料、546万7,172円、不燃物埋立処理として2,900万8,800円、不燃物残渣等運搬委託料としまして、1,100万9,846円、収集運搬委託料として5,657万1,420円、中間処理委託料としまして1,046万9,898円が主なものでございます。続きまして、3目施設整備費、1,920万9,542円、0円、6,458円、主なものは13節委託料、672万1,788円、0円、3,212円、主なものはごみクレーンの点検でございます。286万2,000円、ばいじん濃度計点検で210万6,000円が主なものとなっております。33、34ページ、15節工事請負費、1,134万4,374円、0円、626円、これは施設整備に伴う工事代でございます。その内訳としまして、2号炉ばいじん濃度計150万1,200円、ごみクレーン巻き上げモーター更新代545万4,000円、飛灰処理制御装置の緊急修繕工事で248万4,000円となっております。続きまして、5款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、7,602万7,701円、0円、101万5,299円、

主なものは35、36ページの19節負担金、補助及び交付金、6,538万3,136円、0円、18万8,864円、派遣職員に係る人件費となっております。内訳については備考のとおりでございます。次に37、38ページ、2項小学校費、1目笠置小学校管理費、3,470万2,956円、685万6,000円、61万2,044円、39、40ページをご覧ください。13節委託料、502万6,062円、明許繰越金、206万3,000円、4万2,938円、41、42ページ、設計業務委託料としまして315万4,680円、15節工事請負費、388万6,000円、明許繰越費、479万3,000円、400円、のり面対策工事319万円でございます。次に、18節備品購入費、669万2,159円、0円、14万4,841円、校内LAN設備備品、626万4,000円が主なものでございます。次に19節負担金、補助及び交付金、229万2,490円、0円、1万9,510円、笠置町派遣職員人件費の返還分、218万455円が主なものとなっております。43、44ページをご覧ください。2目和東小学校管理費、1億1,200万6,048円、0円、27万4,952円、主なものとしまして45、46ページの13節委託料、1,396万3,867円、0円、3万5,133円、スクールバス・給食車の委託料でございます。562万2,480円、工事施工監理の業務委託としまして384万4,800円、設計業務委託料としまして213万7,320円が主なものとなっております。47、48ページ、15節をご覧ください。工事請負費、7,741万5,480円、0円、8,520円、空調設備工事費、6,957万3,600円、雨漏り改修工事費、688万2,840円が主なものでございます。次に18節備品購入費、705万8,038円、0円、962円、校内LAN設備備品、669万6,000円が主なものでございます。続きまして、3目南山城小学校管理費、3,642万2,877円、0円、72万1,123円、49、50ページ、11節需用費でございます。173万181円、0円、52万819円、主なものは光熱費の695万2,060円となっております。13節委託料、1,176万5,601円、0円、2万5,399円、めくっていただきまして51ページ、52ページ、スクールバス運転業務委託料としまして851万3,748円が主なものとなっております。次に、57、58ページでございます。3項中学校費、1目笠置中学校管理費、3,718万353円、0円、55万3,647円、61、62ページをお願いします。13節委託料、624万7,185円、0円、5万5,615円、主なものはスクールバス運行委託料、308万9,664円でございます。続いて63、64ページ、18節備品購入費、491万2,779円、0円、5,221円、これは校内LAN設備備品、475万2,000円が主なものでございます。19節負担金、補助及び交付金、734万6,612円、0円、2万3,388円、これは南山城村派遣職員の人件費の返還分、696万4,852円が主なものでございます。次に、2目和東中学校管理費、2,879万5,055円、0円、24万4,945円、68ページをお願いします。18節備品購入費、608万365円、0円、8,635円、校内LAN設備備品、529万2,000円が主なものとなっております。次に69、70ページをお願いします。4目和東中学校教育振興費、912万9,056円、0円、42万7,944円、12節役務費、303万491円、0円、1万9,509円、主なものは通学バス定期代234万6,180円となっております。71、72ページをお願いします。20節扶助費、156万9,650円、0円、1万1,350円、これは就学援助費でございます。続いて、4項社会教育費、1目社会教育総務費、1,503万9,886円、0円、94万6,114円、76ページをお願いします。19

節負担金、補助及び交付金、358万8,695円、0円、30万9,305円、この主な補助金は352万545円の内訳としまして和東町人権教育推進協議会15万円、和東町青少年育成委員会運営費補助金としまして25万円、和東町子ども会運営費補助金、和東町高等学校等通学定期の補助などで210万9,545円、南山城村文化協会団体活動補助金としまして63万円、南山城村子ども会補助金としまして13万5,000円、東部ブロックPTA連絡協議会補助金としまして4万6,000円等になっております。次に77、78ページをお願いします。3目文化財保護費、813万7,785円、0円、6万6,215円、79、80ページの15節工事請負費をご覧ください。120万6,360円、0円、540円、主なものは和東町史編さん室改修工事に係る工事代金でございます。115万2,360円でございます。18節備品購入費、132万3,766円、0円、3万3,234円、これも和東町史編さん室に係る庁用器具の備品購入費となっております。続きまして、5目保健体育費、1目保健体育総務費、314万3,338円、0円、20万8,662円となっております。82ページをご覧ください。19節負担金、補助及び交付金で181万5,600円、0円、20万400円、主な補助金の内訳としまして笠置町体育協会グラウンドゴルフ・ゲートボールあわせて35万円、和東町体育協会27万円、南山城村体育振興会、体育協会あわせて117万円、合計179万円となっております。次に、2目給食業務事業費としまして7,098万2,666円、0円、73万9,334円となっております。主な支出としまして、13節委託料、2,273万7,588円、0円、6,412円、学校給食調理業務委託費といたしまして2,068万4,160円で、これは南山城村学校給食センター運営に係る業者委託の費用でございます。84ページ、18節備品購入費、737万1,086円は給食センター用の備品購入費でございます。主なものは和東町学校給食センター及び南山城村学校給食センターの回転釜及びフライヤーの更新が主なものとなっております。19節負担金、補助及び交付金としまして1,386万3,285円、0円、7,715円、主なものといたしまして、和東町給食センター職員2名の人件費の返還分となっております。続いて、6款公債費、1項公債費、3,014万5,285円、0円、3,715円となっております。これは決算の概要説明で述べましたとおり、連合債の償還に係る元金と利息分となっております。85ページ、86ページをご覧ください。歳出合計、支出済額8億3,971万9,361円、翌年度繰越額685万6,000円、不用額922万1,639円となっております。それでは、最後に87ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額8億4,986万1,356円、2、歳出総額8億3,971万9,361円、3、歳入歳出差引額1,014万1,995円、4、翌年度へ繰り越すべき財源としまして0、実質収支額1,014万1,995円となります。以上、簡単ではございますが、決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

ここで決算監査報告を求めます。監査委員、岡田勇議員。

◎ 10 番（岡田 勇）

決算監査報告、監査委員の岡田です。それでは、平成 29 年度決算審査意見書に基づき、監査報告を行います。意見書の 1 ページをご覧ください。審査はこちらに記載しているとおりでございます。平成 30 年 10 月 24 日に高瀬代表監査委員と私の 2 名で決算監査を実施いたしました。審査にあたっては広域連合長から提出された平成 29 年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書並びに関係書類に計算上の過誤がないか、実際の収支が支出命令書と符合しているか、収支が違法ではないかなど関係帳簿との照合並びに必要な応じて関係職員の説明を聴取して実施いたしました。結果、今回審査に付託されたこれらの関係書類はいずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、計数は正確で内容も適正であると認められました。第 5、決算の概要につきましては、先ほど会計管理者から詳細な説明がありましたので省略させていただきます。なお、本審査、意見書の 2 ページ以降にも項目別の決算概要を記載しておりますのでよろしくお願いいたします。審査意見書、最後の 15 ページに取りまとめてあります。要点分を抜粋して朗読いたします。3 行目から、平成 29 年度決算額は歳入歳出ともに前年度を上回る結果となっている。一方、予算現額に対する執行率の比較ではいずれも前年度の数値を下回っている。歳入での減少は繰越明許費の設定によるものであるが、歳出における執行率の低下は不用額が増加した直接の要因となっている。8 行目から、連合予算において、歳入の主な財源は構成町村からの分担金及び負担金を以って充てられており、歳入総額の約 92% を占めている。現下の厳しい財政状況の中、福祉分野の認知症初期集中支援事業など新たな取組も増加し、ますます多様化していく事業を継続推進するためには不要な負担金を求めることにより、構成町村の財政を圧迫することのないよう当初から精度の高い見積もりを行うとともに、適宜的確な見直しにより不用額の縮減と効率的な予算執行をお願いするものです。17 行目から歳出では総務費で連合ネットワークセキュリティ強化対策事業により大幅な増加が見られ、これは日本年金機構の情報漏えい事故を受け対策を施すものであるが、構成町村ではさらに整備済みとなっており、連合においても早期に完了し個人情報の保護に最善を尽くされたり、その他の歳出では毎年度同様に教育費の予算規模が最も大きく、続く衛生費と合わせると全体の約 86% を埋めている。特に教育費では、少子化による児童・生徒数の減少が続く中、空調設備工事や校内 LAN の機器購入など教育環境の設備に努力されているところです。今後も老朽化に伴う校舎の改修や新たな教育設備の導入が必要になると思われるが、長期的な財源確保も考慮した上で将来を見据えた学習環境の充実を図られたい。次に衛生費では、施設の更新費用の削減などにより科目全体の支出額は減少しているが、じんかい処理費での支出額は増加に転じている。全体的なごみの搬入量は構成町村の人口に比例し減少傾向にあるが、粗大ごみとその他のプラスチックごみの 2 品目の合計では前年度より 1 割以上の増加となっている。連合並びに構成町村においても分別の徹底や再資源化に向けた取組を行っておられるが、引き続き総合的な循環型社会の形成に推進されたい。下から 6 行目、また平成 31 年 4 月以降の 3 町村のごみの処理方法については、よりよい方向性を求め検討

されているところであるが、今般の東部クリーンセンターのあり方も含め早急に決定することが行政の責務である。合わせてごみ処理は住民生活に直結した問題であり、地元並びに構成町村の住民に具体的な情報提供を行うなどの説明責任も果たす必要がある。なお、クリーンセンターについては以前より係争中の業者と施設改修工事の契約を行われていることについていささか疑念を抱くものであり、今後十分検討して行うことを望むものである。最後になりますが、今後とも山積する広域行政課題の解決に向け、構成町村との連携のもと健全な財政運営による着実な事業推進を図られることを切望し監査報告といたします。以上。

◎ 議長（杉岡 義信）

この際、暫時休憩します。13時15分から再開します。議場の時計で13時15分から再開します。

（休憩 12：15～13：15）

◎ 議長（杉岡 義信）

休憩前に引き続き再開します。これから質疑を行います。なお、同一議員による質疑は同一議題について3回までとしておりますので申し添えます。質疑ありませんか。岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

それでは、29年度の決算にかかわりまして幾つかお聞きしたいと思います。まず、連合長並びに教育長に細かいこと以前に連合のあり方の問題、また教育委員会のあり方の問題にかかわって一つだけお聞きしたいと思います。まず連合長にお聞きしたいのは、先ほど岡田議員の一般質問でも触れられておりましたけれども、連合が発足して10年ということで今回も決算認定を提案されたわけですが、この10年間に教育委員会を広域連合で運営するといった形のことをされている自治体というのは全国では一つもありません。ここの相楽東部だけでしかないという状況が今も続いていると思うのですね。そういったことで教育委員会というものの扱いというものが相楽東部としては大変誤っていると私はこの10年間の総括として大変思っております。そういう点で先ほどもお話がありましたけれども、10年という節目を踏まえて今後教育委員会を各町村の事務に戻すことも含めて、改めて検討見直す時期に来ているのではないかと思うわけですが、その辺をまず連合長にお聞きしたいと思うのと、そして教育長にはこれも先ほど話がありましたけれども点検評価のあり方なのですが、これを拝見させていただきますと一応自己評価という部分がずっとあるのですけれども全てAになっております。これは今年だけに限らずにここ数年間でいいですと、全てAと評価されております。もちろん自己評価が高いというのは別に悪いことではないのですけれども、ただやはり形式的な評価になってきているの

ではないかと思えますし、教育委員会との議論なども見ておりましたもその辺に少し違和感を感じておられる委員さんもおられたように思います。そういう点で自己評価するにしてももう少し、先ほどもありましたように第三者の点検評価もそうですけれども、自己評価のあり方そのものも検討する必要があるんじゃないかと思うのですけれども、それを是非お願いしたいと思えます。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいまの岡本議員からのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。最初に連合が10年間で節目を迎えたのですけれども、その中で連合で教育委員会をやろうということの、その時点での大きな目標というのが先ほど教育長からも答弁がありました。一つはその当時には、いわゆる平成の大合併とか、そういう中で地方自治にとって非常に厳しい状況にありました。そうしたときには、内容の充実を図っていくためにもその基盤というものを整えていかないといけないというのが、そのときの一点でもありました。それと一つは、この時代の中で広域行政ならではの教育というのがいろいろと議論されておりました。そうした連携を深めてやっていく中での教育の充実ということを大事にしてきました。これはもう教育委員会で総括されておる教育の10年間の中でも触れていただいておりますが、言葉で連合ならではの教育ということで申し上げておりますが、小小連携、小中連携、こうしたことが当たるのではないかと考えております。岡本議員は1町村で、確かに地教法はそうして設けておりますが、そうしたことをその町村だけでなし得るのかというのは全国では初めてではありません。もう当然そういった方式というのはいつもご案内のとおり、この地域でもありましたように笠置中学校がありまして事務組合方式というのをとられておりました。確かにこうした中で平成の大合併と絡めて、さらに行政を深めていこうという広げを持ってやったのが連合の中での教育。これはその後なぜ続いていかなかったのかといいますと、平成の大合併にいったときにはもう皆さんご案内のとおり、こうやっていかないともう市町村は潰れていきますよみたいな話があって、そのときは非常に深刻な時期でもありました。その後、国ではそういったことは一旦置いて、そういうことになれる要素というのはちょっとトーンが落ちたということもあります。私どもはそういった中で大事なことであったから、このままでまだいけるのではないだろうかといって今頑張っているところがありますが、しかしそれと非常に課題を抱えておられます。何かといたら、私たちの教育で一番求めるのは先ほど教育長からありましたように、ふるさと教育であります。ふるさと教育をどう充実させていこうと、これはもう3町村それぞれの地域力を生かして、定住構想、定住人口をどうしていこうか、また農業、産業の後継者問題、これをどうしていこうかと、これが大きく課題になっております。そうした課題解決

にあたっての教育、これはもう小学校、中学校、その辺のところからきちんとふるさと教育を入れていかなきゃならない、そういう観点から考えていきますと今の教育の組織でもってやっていく方がさらにいいだろうと、それと合わせて教育委員会の先生方はいろいろと異動されるわけですね。異動されるときには中学校は何年、小学校は何年と大体に決まっております。しかし、こうやって地元で育ってきていただいて地元をよく知っておられる、地元の中で教育にあたっていただいた方というのは、私どもからすれば非常に貴重なこととなります。それとてそれだけがいいとは言いません。そうやって一旦出てもらって都市に行かれて都市の目で田舎を見てもらうのも大事ですけれども、私たちのふるさと教育を見ていくときにはそうしたことも大事だ、いわゆる異動のときに展望的な異動がとれる可能性を考えていかないといけない。展望をとれる体制というのも大事だと私は思っております。そういうことを考えていきますと、どうしても3町村一体となった地域行政、地域教育、こういったものを進めていくという意味においては、これは私はやめるよりさらに充実させていこう。先ほど鈴木議員からも朝から質問がありました、教育委員会は前を向いて足りないところはさらに充実させていこうと、こういう検討をされているわけがあります。これがだめだということであきませんでしたというじゃなしに、まだこれから百点とかとれたわけじゃありません。また単位はとれたとしてさらに高得点を狙っていくためにも、これから皆さんからのご指導、ご協力をいただきながらそういった充実を図っていきたい。そして次につながってくるものに先進いい事例になるように頑張っておりますので、岡本議員の反省してやめたらどうですかという話には、ちょっと私はそれよりもむしろさらに発展させていって、これがすばらしいんだという連合ならではの教育をさらに充実させていきたいと、教育長とも日ごろからそんな話をしているところでありますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

岡本議員の点検評価に関してですが、ここ二、三年確かにAがずっと続いております。もちろん連合発足当初は、BとかCもかなりありました。といいますのは、項目目標ごと指導の重点に基づいて点検項目を整理して、この点検項目についてはまず教育委員さんの思いで評価しているということです。項目はたくさんありますから、もちろんできたこともできないこともあります。総じて大体7割から8割できてたらAという基準を設けてやっております。それに基づいて第三者として評価委員さんのいろんな思い、意見を聞いてそこに載せておるというところで進めております。この点検評価も先ほど岡田議員さんからもありましたように、またこれも私は今言う第三者評価だと思っておりますけれども、また新たな第三者評価、これは教育委員会だけじゃなくて連合も含めて考えられたらと思っ

ております。もちろん教育委員会としまして、先ほども答弁させていただきましたように全てうまいことしているということではありません。うまいことしているところと、なかなか寄り合い世帯というところから厳しいところもあるわけですが、それはそれを一つずつクリアしながらやっていけたらなと思っております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1 番（岡本 正意）

連合長の話では、今後も続けていきたいというお話をされたわけですが、私は別に個々のいろいろ教育委員会や連合としての事務一つ一つについて全てだめとか言っているわけじゃなくて、やはりこの 10 年間のこういった例というものが一つ生まれずに、先ほど連合長が言われましたように当時の 10 年前の自治体自身の存亡といいますか、いったものがどうだということもあってという話がありましたけれども、そういうときでさえも他の全国の自治体ではそこには手を出さなかったわけですね。それだけ慌てたといいますか、実際には手続上も大変拙速でしたけれども、当事者である人たちに一つも説明もなしのまま強行されたという意味では大変何をそんなに焦っておられたのかよくわからないほど当時を思い出すわけですが、そういう拙速の中で生まれた教育委員会の統廃合というものが全国に広がらなかったというのは、一つのこれは大きな結果であって、そこは全体として誤りは認められた上で見直されるべきは見直すということを是非私はしていただきたいと思いますので、そこは是非お願いしときたいと思います。それでは中身の問題ですけれども、81 ページの給食業務の関係なわけですけれども、平成 29 年 7 月 20 日の教育委員会で和東小学校の給食費の改定が議論されております。中身は当時月 4,100 円であった和東小学校の給食費を 4,300 円に値上げするというのが中身でした。なぜするのかということもその中で話があったわけですが、年度末の調整のときに高いときは 6,000 円を超えるような高額な給食費になっている実態が続いていたと、それを平らにするというか平準化するというので改定するということがこのときに話し合われていたわけですが、そこでお聞きしたのですけれども、そもそもこの月額給食費というものと単価というものは基本的に連動するものだと思うのです。別々のものではないと、単価あつての月額ということがあると思いますけれども、それが年度末の調整であれだけ高額になるというのは和東の給食費について言いますと連動していなかったということが言えるんじゃないかと思うのです。そういった状況は以前から指摘してきたにもかかわらず長年放置されてきたというのが今回の改定になったんじゃないかと思うんですけれども、その辺はそういうことでよろしいですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

和東町学校給食センターの給食費につきましては、月額と一食当たりの単価を定めております。そういった中で月額の単価につきまして徴収額を変更ということでさせていただきました。理由は今ご指摘いただきましたとおり、従前からの月額の集金額では調整月、最終月になるのですけれども、決まった額 4,100 円では追加料金をいただかなければならないと、6,000 円当たりいただく年度が続いてきたということで調整させていただきました。考えられる理由としましては、給食回数の増を含め従前の月額では調整するとどうしても足らなくなってしまうということで、そういう調整でもってお願いした経過でございます。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1 番（岡本 正意）

要は月額の 4,100 円という額が意味をなしてなかったということだと思いのですね。それを取り戻すために 4,300 円に値上げされたということだと思いのです。これは他の同じ連合の中の村や笠置の方式とは違って、村や笠置はそういう方式をとっておられない。それで負担が月額以上出た場合でも公費でそれは補填していくとかという形でされている違いについて教育委員会でも議論になっておりました。そのことについて、ある委員さんは、和東は給食について理解がないのですかという、そういう厳しいご意見も出ておりました。そこでお聞きしておきたいのは、そういった意味ではこの 29 年度というのは、今年でいいますと 30 年度は無償化に踏み切っていただいていると、29 年度は笠置町においては独自に小学校の給食費を無償にしている。そういう流れから考えますと、長年のそういったダブルスタンダードといいますか、月額を無視したようなやり方自身を改めて保護者負担にするのではなくて、無償化への流れも含めて考えればこのときにとるべき方法というのは公費でちゃんと補填すると、実際に 30 年度からは無償化になっているわけですからね。できたはずですよ。そういう方式をとられなかったことそのものは大変不適切だったのではないかと私は思うのですけれども、その辺はいかがですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

連合設立当初から 3 町村それぞれ給食の形態が異なっております。笠置小におかれまし

では自校式、南山城小におかれましては保育園を含めた中で委託業務、そして和東小につきましては給食センター方式で取り組んでおります。それぞれ成長時期に応じまして、カロリー計算、量等で、単価は計算しておりますが、単価についてもバランスが一定ではございませんでした。そういった中で3町村それぞれの経過の中での給食費用の徴収、単価の設定等が続いてきたわけですが、30年度から無償化に当たりましてはこういった従前の違いというものを、連合設立10年目を迎えましたということで無償化という考え方のもとで単価を統一いたしました。小学生につきましては250円、中学生につきましては270円ということで、3町村統一した中で無償化ということで10年目を迎えた中で一つの取組のまとまった形でできたと思っております。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

30年度からそういった思い切った取組をしていたことを考えますと余計に29年度の措置というのが大変残念でならないと思うのですね。そこは是非そういう意味では指摘しておきたいというように思います。次に35ページの義務教育振興費にかかわると思うのですが、連合教育委員会では学校図書館司書の配置について現在小中に1人ずつ週1回の巡回配置ということで取り組んでいただいております。ただ週一回程度の巡回では十分に専門性も発揮されにくい状況もありますし、取組自身も大変制限されるということでこれまでも改善の要望もしてきたわけですが、ご存じだと思うのですが、平成28年度11月に文科省から学校図書館の整備充実についてという通知が出されております。その中で教育委員会等の取組としまして、学校が学校図書館機能を十分に活用できるよう支援し充実に向けた施策を推進することが重要という指摘がございます。また学校司書につきましても、その職務が十分に果たせるように充実に向けて取り組むことが必要と指摘されておりました。そういう意味から、こういう指摘を受けた上での29年度を取組自身は変わってないわけですが、教育委員会として29年度を取組が通知のいう十分に活用できる状態であり、また職務が十分に果たせる、そういった環境であったと評価されていますか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

失礼します。各小学校週1回の司書の巡回による勤務をさせていただいております。各学校では司書の方を十分に活用して図書室の充実を図っているところでございます。現場

からも特段今のところ新たな要望等は聞いていないところでございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1 番（岡本 正意）

今課長の話では、十分できているという評価をされているということですが、それは実態とは大変合わないと思うのですね。中学校などでは、特にこういった学校司書の役割は大変大きいと思いますし、教科との連携というのも十分期待される役割だと思うのですが、中学校の場合はさらに半日しかおられないのですね。そういう意味では、本当にそういうことをしようと思ってもなかなかできないという状況が実際だと思いますし、もちろんおられること自身は大事なことですし、巡回であっても週1回であってもいいよりはもちろん大事なことなのですけれども、これをベストと思わずにさらに充実させていくということが大事だと思うのですが、それに関連して文科省の配置の基準というのがこの間上がっているはずなのです。いわゆる2校に1校から、1.5校に1校のどこまでいけるというところまで、文科省では頑張っていて充実を図ってほしいということで、文科省からもそういった意向が示されていると思います。そう考えますと、相楽東部の管内でも単純に言えばあと1人は増やせると条件があったはずですし、今の週1回というのをさらに増やしていくという条件もあったはずだと思うのですが、その辺はどうだったのでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

現状は今、課長が答えましたように回っております。これも前々からご指摘があったところで、その都度学校にも現状でどうかという話は聞きながらやっております。今のところは先ほども申しましたように、1人増やしてくれ、時間数を増やしてくれというのは挙がってきておりません。ただ、うちもそれで終わりということは考えていません。再度学校からも図書室経営についても思いとか願いをこっちに挙げさせて整理して考えていきたいと思っております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。岡本君、これが最後だぞ。

◎ 1 番（岡本 正意）

もう最後なのですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

それが最後の質問。

◎ 1 番（岡本 正意）

どうしてですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

はよ、言いなさい。

◎ 1 番（岡本 正意）

8 億円もの予算規模ですから、やはり十分な議論、まだ時間たくさんあると思うのですよね。

◎ 議長（杉岡 義信）

あんたの時間と違う。みんなの時間や。

◎ 1 番（岡本 正意）

むしろ、そうですけれども十分時間はあると思いますので、また保障していただきたいのですけれども、それでそこはこれで終わりということではないと言っていましたので、是非そこはその言葉のとおり充実に向けてやっていただきたいと思います。次に 74 ページの関係になるのですけれども、社会教育の関係で京のまなび教室というのが出ております。この点検評価の報告書の中で、その部分について評価されている部分があるのですけれども、和束町の関連でいいますと遊び塾という取組がございます。これはかなり以前から取り組んでいただいております、私の子どももそのときは大変お世話になった事業で大変喜んでいたわけですが、この遊び塾が 29 年度でいいますと、年 6 回の開催というふうになっております。少し調べてみますと、平成 27 年度は 8 回開いておりましたし、25 年度まで遡りますと 14、15 回開いていたという実績がありました。この間、大変回数が減ってきているのではないかというふうにお見受けしたわけですが、その辺の事情についてはどうなのか。また、土曜日の活用の関係も絡んでいるのかもしれませんが、今後のこの事業自身の方向性について少しお聞かせ願いたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

井上生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（井上 浩樹）

回数については当初予算計上時期でもございますので、今後検討してまいりたいと思います。過去の推移については、今手元に資料がございませんのでお答えすることができません。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

先ほどの図書関係の司書さんの話なのですけれども、これではわからないのですけれどももいただいた報告書を見てみますと、司書の人時間は1日6時間という計算になっているのですけれども、だから私たち普通にぱっと考えたら1日来てくれるということは8時間働いているんだなと思っていたのですけれども、6時間では1日働いたことになってないんじゃないかなと思うのですけど、その辺どうですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

図書司書の件でございますが、今議員がおっしゃっていただきましたように毎週、週1回各小学校を巡回で回っております。1日の勤務は6時間とさせて勤務していただいております。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

だから1日6時間ではちゃんと勤務していることにならないんじゃないかなと思うのですが。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

図書司書の勤務につきましては、学校の図書の管理の状況から勤務の作業内容が変わりますので、それで調整させていただいております。ご指摘のとおり、6時間と中学校につ

きましては27年度から4時間の勤務になっております。ただし、2時間の減にはなるのですけれども、その分は夏休み期間中に作業していただくということで、予算については12か月じゃなしに10か月という積算でもって回していただいております。図書室の状況と作業の内容に応じて勤務を夏休みを含めた中で調整させていただいて、時間も調整させていただいているという状況でございます。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

学校の図書館司書の役割はとても大きいと思うのです。教科の教材に応じて例えば生活科で冬の生き物の様子を知りたいとなったら、その司書の先生にお願いしていたらちゃんとそういう本をばーと選び出してくださって、それが授業に使えるとかそういうこともあると思うので余りにもいる時間が短いなど、放課後の子どもたちや昼休みの子どもたちと十分接することができるのかなど、それを心配しています。それはいいです。次、同じ学校図書の話なのですが、この58ページは例えば南山城小学校の教職員児童用図書ということで23万9,587円と上がっております、このばらばらと書かれているのがこちらではまとめて各学校の金額が出ているのですけれども、教職員と児童用の図書とが一緒になって報告されているので、一体このうち児童用の図書には幾らぐらいされているのですか。各校別に知りたいです。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

今細かい資料を持ち合わせていませんので、申しわけありません。ただ、児童用図書と教職員図書、例えば七三とかそのぐらいの程度の分け方になっているのか、ちょっと詳しいことはわかりません。それもどちらも学校からとりあえず予算として上がってきますから児童用幾ら教職員幾らと、それも含めてこちらで整理させてもらって返しているというところでは。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

それで各学校の図書の充足率というか、それはどうなのですか。文部省の基準があると

思うのですけれども。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

図書室におきます図書の充足冊数につきましては、児童生徒数から計算される形でございます。現状、連合の5校の中では笠置中学校についてはまだ立っていないという状況でございます。予算措置を含め計画的に図書の入れ替えを進めているところでございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

当然、生徒数で計算すると笠置中は少ないですから低い額になるかと思うんですが、そういう充足数も考えて今後検討していただけたらと思います。別の質問に移りたいと思います。全く話が飛ぶんですがページ数で言ったら、教育委員会報告ですが29年度の活動報告ということで今質問させてもらってもいいでしょうか。教育委員会報告の16ページなんですけれど、議長さんでどうですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん、載っていないやつは先ほど言ったように質問しないでくださいということ言ってますので、そのところ自分の判断でもらわないと、一々私に聞かれたってそれは困ると。議運をしやなあかんくなってくるので、私ははっきり言って、もう止めたんですわ。だから止める前に何とかしてくださいよ。それはもう全然関係ないこと質問されたら私はもう止められない。だから今やっている先ほど読み上げた、その中から質問してほしいのですよ。

◎ 6番（鈴木かほる）

これを見ていてもわからなかったので聞きたいと思ったのですが。

◎ 議長（杉岡 義信）

わからなかったら今の質問を出してください。それで最後です。質問してください。

◎ 6番（鈴木かほる）

この教育委員会報告の26ページの119番目のところです。学校におけるインフルエンザ

の罹患状況についてというのが平成30年3月14日の教育委員会で報告されております。このインフルエンザなんですけれども、今子どもたちが学級閉鎖に村の学校でも去年もなりました。実際どれくらい罹患しているのかというので村の小学校で調べますと、児童の半分がインフルエンザにかかっております。しかも学級閉鎖が起こっているという状態の中で、もしなったら医療費が五、六千円かかるんです。でも村は医療費を無料化していますから、医者にかかったらそのお金が全部村の負担になっているわけです。逆にインフルエンザの予防注射をすればそれは子どもにとっては3,000円のを2回せなあかんから6,000円親の負担になっています。そういう金額になってから治療費を使うか、それともなる前に予防注射するかというところで、インフルエンザの注射の効果なんかもありますし、そういうお金の計算も含めて子ども自身の教育をちゃんと受けられるということも含めてここに教育委員会の方も村の代表の村長さんもいらっしゃいますので、検討してほしいなと思いますのでちょっと意見としてだけ言っておきます。回答はいいです。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。西岡君。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。笠置小学校の管理費についてご質問いたします。42ページに施設周辺除草作業委託料ということで、これは毎年除草工事をやっておられます。その下にのり面対策工事ということで危険なりの面の対策の工事も29年度にやっていただきました。その他に例えば小学校の車の進入路の道路がありますよね、あそこの土手側の木がものすごく道にかぶさって、竹が倒れたり、木のつるが落ちてきたりして私も二、三回その除去作業を老人会でやっているんですけれども、これと笠置小学校の通学路の階段がありますね。163から登っていく階段ね。あそこの右側の土地、これはまだ町へは寄附はされていないということなんですけれども、そこの木もつるがかぶさっている、あるいはマムシが出たりということで「マムシ注意」の看板も立ててやっていますけれども、この除草工事は毎年ちゃんとやっていたいております。だけど今年の夏には大木が倒木しまして多分処置していただいたと思うのです。あの処置の仕方もある折れた大木の処置をただけであって、まだあと2本長い太い木が残っているんです。これまた次、倒木するかもわからない危険があります。そういうことも考えてやっていただきたいと思うのと、それから通学路にかぶさっている伐採工事を予算化してやってもらったらどうですかと私は小学校に提案しているんですけれども、それが進んでないみたいな感じですので、その辺の方向性についてどういうふうになっているのかお伺いしたいです。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

こちらの42ページに上げさせていただいております除草作業の部分についてですが、こちらの学校用地に伸びていました草刈りを作業委託しておりますのでございます。今、議員がおっしゃっていただいております通学路の部分、階段の部分、車が通るところの竹の部分、そちらの部分に関しましては、所有者に民間の方、個人の土地ということで個人さんで管理していただくのが基本とっておりますので、こちらの作業では、作業範囲では、入れておらなかったところがございます。そして倒木でございますが、こちらの部分は笠置町の森林組合にお願いしまして危険な箇所について伐採等を行っておるところでございます。まだ危険なところもあるというお話でございますが、また、そういう部分に関しまして専門であります森林組合さんに見ていただいて検討させていただきたいと思っております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

西岡さん。

◎ 2番（西岡 良祐）

倒木の件ですけど森林組合さんって森林組合に委託しただけのことでしょう。危険どうかというのはあなたたちがちゃんと現場を確認して見ないとあかんのじゃないですか。そうでしょう。あれもし通学路で倒れてきたらどうなるのですか。まだ町道でよかった、下には駐車場もあったので車も損害を受けているのですよ。だからまだ2本太い木で高いやつが残っているんだから、その処置をどうするのか、それも含めて考えないとあかんのじゃないのですか。至急にそれをやっていただきたいと思います。それから方針として、そうしたら自分ところの所有地でなかったら危険があってもそのままほっとくということなのですか。地主にお願いに行って地主で切ってもらえるかどうかという交渉はされたのですか。どうなのですか、その辺は。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

竹やぶの部分に関してでございますが、民地ということでございましたので、また、学校からも相談は受けさせていただいております。民地であるということで、地権者の方とも学校が話をしているということは確認させていただいております。地権者の方には学校では手が出せないの処置をお願いしたいということで、学校と地権者の方でお話をさせていただいているところでございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

西岡さん。

◎ 2番（西岡 良祐）

あのね、それ地権者といいますけれども今危険なのですよ。現場を見られてますか。私は進入路の木なんか3回ほどもう農機具持って取りに行っているんですよ。今でも多分ふさがってますわ。あれ、あのままでずっといかれるわけですか。地権者の方に切ってくれということ言われているのかどうか、切るって言ってもらっているのかどうかね。それをされなかったら何とかしないと、もし倒木したり木が落ちてきて学童に当たったりしたらどうするのですか。そこらを考えて対策を打ってもらわないとあかんと思うのですけれども、その辺至急にやってもらうようによろしくお願いしますわ。それ以上はよろしいですけど。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

子どもの安心安全というのは第一ですので、当然のことかと思います。それが学校の土地であれ、いわゆる私有地であり、私有地の場合はうちが直接言うわけにはいきませんので、これは私有地当事者とあるいは笠置町当局に入ってもらったりしながら早急に対応します。以上です。

◎ 2番（西岡 良祐）

お願いします。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

54ページとそれから58ページにかかってくるのですが、54ページ負担金とか補助金のところですよ。54ページでは笠置小学校に校外活動補助金というのが出ています。56ページでは同じく補助金が和東小学校で林間学習補助金というのが出ています。ところが南山城小学校のところには校外学習という名目や林間学習という名目の補助金がないのです。これはどういうことですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

この件につきましては、前の議会でも答弁させてもらったと思います。社会見学で補助金どうのこうのについては、それぞれ3町村がそのまままきていますのではっきり言ってばらばらでした。例えば笠置小は一部負担とか和東小学校の林間も補助金があるとかいうところで、これにつきましては今年整理させてもらっております。これもそれぞれの財政にも今お願いしておるところです。校外学習費、これについての補助というのもとりあえず整理しながら進めていくわけです。来年度の予算には反映させてもらえるように3町村当局にもお願いしているところです。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん。

◎ 6番（鈴木かほる）

ということは、3校ちゃんと同じになるように前向きに検討してくださっているということでもいいですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

前向きに検討しています。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

あと二点ほどお聞きしたいと思います。一つは76ページに関連してですけれども、社会教育費の補助金の中に、先ほどちょっとどういう補助金かということの報告があったと思うのですが、その中に和東町の取組として高校生の通学補助の事務をしていただいております。ちょっと確認なのですが、29年度の高校生通学補助の申請数というのはどの程度でしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（井上 浩樹）

金額ベースで200万ちょっとでございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

金額ベースで200万程度ということでした。教育長にお聞きしておきたいのですけれども、これは基本的に和東町のバス定期代の半額補助をするための制度なのですけれども、協議としては以前質問させてもらったときには和東町もそうやってなるので、そこはいろいろ連携するということだったのですけれども、教育委員会としての立場でお聞きしたいのですけれども、高校生の通学補助というのは小中学生にとっても進路の選択という点で、今ご存じのように高校の制度が大きく変わりました大変遠距離通学になる場合も多くあります。その場合どうしてもバスもそうですけれども鉄道費も含めて時間の問題もそうですし、負担の問題も大変大きな負担がかかってくる現状があります。それだけにやはりそこが一定の進路の選択にも影響してきますし、また、進路を選んだ先によっては保護者も含めて大変な負担をさせていただいているという状況がございます。そういう点でもやはり教育委員会としては子どもたちの進路保障というのが大きなウエートを占めてはいると思いますけれども、そういう点でも制度自身の拡充を教育委員会としても位置づけていただきたいなと思っているのですけれども、その辺いかがでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

この件につきましては、岡本議員から3月議会に質問されて答弁させていただきました。その件については変わりません。といいますのも、これは和東町の行政施策としてやってもらっておるところです。おっしゃるような高校の場合は特にバスになったら通学費がかなり嵩んでいるというのはよくわかっています。最終的には和東町の方針もありますので、教育委員会から上げてどうのこうのというところについては、まだそこまでうちとしてはとりあえず和東町の施策としてそれに応じていきたいと思っております。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1 番（岡本 正意）

もちろん和東町の施策ですので、町長としての連合長は町では教育委員会の意向といたしますか、そういったものも大変重視されているという答弁がされております。その点では教育委員会としてもどう位置づけていただけるかというのが大きな位置づけになると思いますので、是非そこは高めていただきたいということで、これは重々要望しておきたいと思います。もう一点は、クリーンセンター関係の予算になるのですけれども、決算の意見書の中に粗大ごみとプラスチックごみの増加が大変 29 年度大きくなったと 1 割以上、10% 以上の増加が見られたということで記述されております。今かなり減量化等で努力いただいているとは思うのですけれども、大変これは大きな増量でもありますし、財政的にもかなり負担も大きくなっていると思うのですけれども、そのようになっている原因をどのように分析されたのか、また、今後こういった状況を受けて来年度以降は民間委託ということも今言われたわけですけれども、それでも一応その現場として、これを減量していく上での方策をどのように考えておられているのかをお聞きしたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

今、岡本議員ご指摘のごみの処理量の件でございますけれども、プラスチック容器ごみ、これは生活形態の中で人口減の中でもレトルト食品とか、そういった類の包装容器ごみが増えてきているのが現状でございます、そういったところのごみの量を減らすという取組など各 3 町村の生活の中で取り組んでいただかないといけない部分もございます。これについては、3 町村の環境行政の取組として今後も減量化、再資源化、そういったところに向けて取り組んでまいりたいと思います。これは民間に委託しましても同じことでございますので、できるだけ処理量を減らし再資源化を図り、最終処分として処理するようなごみを減らすというのが基本的な考え方でございます。粗大ごみの件でございますが、ここ各 3 町村の中で例えば南山城村、和東といったところで粗大ごみが若干増える傾向にございます。これは各町村の中でも取り組んでおられる地域おこしの関係で空き家対策等の活用といったところで空き家の整理をされている部分のごみ等も出ているように聞いておりまして、そういった部分の量も若干増える傾向にございます。そういったところも踏まえまして、粗大ごみの量がふえ増えているのではないかなと考えております。どちらにせよ、ごみそのもの自体はできるだけ減量化という方向で各 3 町村にもお願いしているところでございますので、今後とも 3 町村の環境行政と取組まして、より減量化を進めて再資源化を進めてまいりたいと思いますので、また、いろんな形で地域の方々にもご協力いただくことが多分出てくるかと思っておりますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1 番（岡本 正意）

特に粗大ごみなのですけれども、もちろん今空き家対策とかでいろいろ整理される中で廃棄されてくるということもあると思います。ただそれはそれとして、ただ出た物を燃やすとか壊すとかいうだけの処理ではなくて、以前からもお話があったと思うのですが、どうやはりリユースなりリサイクルしていくかということが粗大ごみについても大変大事だというふうになると思います。以前、京田辺市などの取組も含めて使える家具であるとかそういったものをできるだけリユースして次の方に渡っていけるような、そういう仕組みを考えていく必要があるんじゃないかということで提案させていただいたこともあるのですけれども、そういった意味での連合での検討状況というのは以前自転車の関係のそういうリユースなんかを具体的にやっていただくという話はあったのですけれども、その後大分立っている中でその辺については何らか今後の今現在の検討状況があればちょっと説明いただきたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

今改めて取り組むというような話はリユース関係では出ておりません。以前に取り組んでいた中で各 3 町村のそれぞれの取組として、廃棄物としてもう出されてしまっている、この連合で受けてしまう状態になってしまってからではリユースはききませんので、そういったところで各 3 町村の行政施策の中で取り組んでいただく必要もございましょうし、また、そういった仕組みを 3 町村力を合わせて取り組んでいけるような検討を合わせてさせていただけたらなと思っております。連合としましては、例えば今後の話ではありますけれども、水銀、蛍光灯なんかの水銀等の問題も最近出てきておりますので、そういったところの取組も今後考えていきたいなということで、環境関係課と今後も調整していきたいと考えております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

これで質疑は終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。どっちの反対。まず原案に反対者の発言を許します。岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

和東町の岡本でございます。私は認定第1号 平成29年度相楽東部広域連合一般会計決算認定について反対の立場から討論を行います。まず教育委員会の関係であります。学校教育の面では、29年度は和東小学校に空調設備が整備されたことは大きな前進でしたが、その一方で同様にこの年に整備される予定であった南山城小学校が、教育委員会が予算要望をされていたにもかかわらず、行政の財源確保ができなかったため未整備に終わりました。これは明らかに連携不足であり1年整備が遅れたことは大変遺憾でした。また、和東小学校の給食費が月額4,100円から4,300円に値上げされた件は、年度末調整により最終月の徴収額が大変高額になることを防ぐためと説明されておりましたが、これは以前から指摘してきた月額と単価との矛盾を長年放置されてきた結果であるとともに、本来ならば他の町村のように月額以上の負担分は公費で補填するべきだと思います。教育委員会での議論でも和東は給食に対し理解がないのかとの指摘があるなど是正すべき矛盾を放置し、長年にわたり保護者に多大な負担を強いてきた責任は大きいと言えます。学校図書館司書の配置も29年度は改善がなく学校が学校図書館機能を十分に利活用できるよう支援し、充実に向けた施策を推進することが重要とし、また学校司書について職務が十分に果たせるよう充実と位置づけた平成28年11月の文科省通知にも反する状況であり、さらにはこの間2校に1校から1.5校に1人の配置基準に改善されたことも反映しておりません。これでは学校司書の持つ役割が十分に発揮され読書や教科の取組に十分生かされたとは到底言えませんし、直ちに改善していただきたいと思います。また29年度は先生方の働き方が社会的な関心事また要請となり、働き方改革のかけ声のもとで、これまで実態が正確に把握されていなかった労働時間を把握する調査がようやく行われたことは前進ではありましたが、教育委員会としての実態把握が十分されていない状況については大変理解できませんし、今後の具体的な改善を進める点で不安を残しております。学校教育の面で最後に指摘させていただきたいのは、教育課程全体として余裕のない状況になっていないか、また、教育委員会の姿勢として結果主義、成績主義になっていないかという点です。29年度は特に和東小学校の総授業時数は標準時数より760時数多く、中でも4年生から6年生は中学生よりも時数が多い実態がありました。その要因はさまざまあるとは思いますが、子どもにも先生方にも大きな負担になっているのではないかと思います。特に来年度は小学校5年生、6年生の英語の教科としての授業が前倒しで70時間想定されている、また、それを確保する上で来年度の夏休みの短縮も方向性として今議論されていると聞いております。そうなりますと、さらなる時間数の増というものがさらに窮屈な学校生活になっていくという危険性もございます。何らかの時数を短縮していく代替措置も含め、検討をお願いしたいと思います。また委員会でも指摘させていただきましたが、29年度の小学生の駅伝大会の結果に対する教育委員会での教育長のご発言は余りにも結果しか見ておられない内容で、それこそ私は衝撃を受けました。このような姿勢は駅伝大会だけのことでなく、教育活動全体に貫かれているのではないかと危惧するものです。それが現場や子ども

たちの負担感、ストレスの一因となっていないとも言えません。子どもたちは保護者や地域への申し訳のためにでも、ましてや教育委員会の名誉のために学んでいるわけではありませんし、そのときの結果や勝敗だけではなく、教育活動を通じての一人一人の成長や課題に心を寄せたならではの教育を心から求めたいと思います。社会教育の面では、基本的に体制が弱過ぎることがさまざまな不十分な事業の実態を生んでいる根本と考えております。特に文化財保護の取組、また、それを担う人の育成や各町村の文化の拠点としてなるべく図書室の事業などでも極めて不十分な状況にあります。本来社会教育は、身近な地域に根差した条件の中で推進でき発展できるものですが、教育委員会の統合がその基本を大きく揺るがし、きめ細かな事業を困難にしていると考えております。次に環境ごみの関連についてですが、何よりの問題は29年度においてクリーンセンター稼働終了に関する関係区等への説明責任が全く果たされなかった点であります。有識者による提言を受けてまはらずはお世話になってきた地元の関係区等にその内容を伝え意見を聞くことは議会でも確認されていたことであり、長期にわたり何らの進展も具体的な報告もなされなかったことは不誠実きわまりないと言わざるを得ません。次に広報紙の発行については、広域連合での事務としてはなじまず、適切ではないと考えております。各自治体の広報は、各自治体の責任で行うべきものであり連合の事務から外し、各自治体の業務に戻されるべきではないかと思えます。この12月で本広域連合が発足されて10年を迎えるということですが、広域連合の事務のあり方を根本的に見直されるべきだと考えております。とりわけ連合による教育委員会の統合状態、運営は早期に見直し、連合の事務から外し各町村の事務に戻すべきであると考えております。もともと教育委員会の統合は、当の教育委員会自身が知らない間に話が進められたもので、その目的理由は今日の教育長のお話にもありましたが、連合長のお話でもありましたように財政問題だけであり、教育とは何ら関係のないものです。その証拠に統合問題については、学校にも保護者にも子どもたちにも、そして地域にも何ら説明もしないまま強行された経過がございます。教育委員会の統廃合と連合への移行によって各町村での教育問題の議論が困難となり、地域の教育委員会が失われました。これは地域にとって教育にとって大きな損失であります。だからこそ10年たっても全国で採用された例はなく、ここ相楽東部にしかありません。お金の都合で教育を扱わないという最低限のモラルが全国では守られているということであり、そのモラルさえ放棄したことを今恥じるべきではないかと思えます。そして早急に見直しを行い、各町村に教育委員会を復活させることを心から願い反対討論といたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

次に賛成者の発言を許します。これで討論を終結します。これより採決します。認定第1号 平成29年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数でございます。したがって、認定第1号 平成29年度相楽東部広域連合一般会計決算認定については原案のとおり認定されました。この際

15分間休憩します。

(休憩 14:21～14:36)

◎ 議長（杉岡 義信）

休憩前に引き続き再開します。日程第6 議案第6号 平成30年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）の件についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第6号 平成30年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）について、ご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額9億4,651万6,000円に、歳入歳出それぞれ1,172万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,823万8,000円とするものでございます。今回の補正は、平成29年度の余剰金を分担金及び負担金と相殺をしたもの、クリーンセンターの運転上、必要な修繕工事費用、会計年度任用職員制度への対応やアルバイト賃金の改定に伴い必要となる経費を補正したものが主なものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

失礼いたします。平成30年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。それでは予算書の1ページをお願いいたします。先ほど連合長の提案理由でもございましたが、今回の補正はこちら第1条にございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,172万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ9億5,823万8,000円とするものでございます。それでは、歳入からご説明申し上げます。予算書の11ページ、12ページをお願いいたします。予算資料の1ページ、こちらもおわせてお願いいたします。今回の歳入補正では、決算により平成29年度の剰余金が1,014万1,995円計上されておりますので、繰越金として補正計上するとともに、各町村の分担金、負担金と相殺する内容が含まれております。まず予算書でございしますが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金で283万4,000円の減額でございしますが、町村ごとの金額につきましては右の説明欄に記載のとおりでございます。同じく次の2項分担金、1目分担金では571万5,000円の増額となっておりますが、こちらも節の区分並びに町村ごとの金額は説明欄に記載のとおりでございます。それではこちらの内訳についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。資料1ページの上段の平成29年度精算分の見出しをつけた表が平成29年度からの繰越金の精算分に当たるものでございます。

先ほど平成 29 年度の剰余金が 1,014 万 1,995 円とご説明申し上げましたが、この金額から既に当初予算におきまして 130 万円を前年度繰越金として計上しておりますので、今回差額の 884 万 1,000 円を増額補正するものでございます。この表の精算額の欄を見ていただきますと内訳といたしましては、負担金で 955 万 6,000 円多くいただいておりますが、衛生費等に係る分担金の部分では 71 万 5,000 円不足していたこととなります。町村ごとの内訳は右の表のとおりとなっております、各町村の財政担当者様にもご確認いただいたものでございます。続いて 2 段目の表が平成 30 年度第 2 号補正分でございます。第 2 号補正分といたしましては、表の第 2 号補正額の一番下の行、計の欄のとおり 1,172 万 2,000 円の増額をお願いするものでございます。こちらも町村ごとの内訳は右の表のとおりそれぞれ負担割合に基づくものとなっております。また、その下の右半分ほどで 3 段になった表では繰越金の精算分と合わせた町村ごとの負担金、分担金別の内訳となっております。それでは、予算書の 11 ページ、12 ページにお戻りください。一番下になりますが、次の 7 款の繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金でございますが、こちらは先ほどご説明いたしましたとおり、平成 29 年度の剰余金から当初予算計上分を除いた 884 万 1,000 円を計上するものでございます。続きまして、歳出予算のご説明をいたします。予算書 13 ページ、14 ページと合わせまして、また、資料の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。まず予算書で 2 款総務費、1 項総務管理費の 1 目一般管理費では補正額 304 万 3,000 円を計上させていただいております。内訳といたしましては、賃金での 12 万円につきましては新公会計に係る事務補助と最低賃金の引き上げによるアルバイト賃金の不足分を、その下の委託料では同じく新公会計制度対応支援業務と平成 32 年度から実施されます会計年度任用職員制度への対応支援業務などの費用を計上させていただいております。また、備品購入費では前回第 1 号の補正予算でも京都府セキュリティークラウドの加入に伴いますインターネット閲覧用端末の購入費用を計上させていただきましたが、その後和東町体験交流センターの図書室に置いて使用している端末につきましてもインターネットを介した図書の発注システムを使用していることが判明いたしましたので、業務用端末と分離を行うため 1 台分の追加購入費をお願いするものとなっております。同じ総務管理費の 2 目文書広報費では 42 万円の増額となっておりますが、昨年度より広報「れんけい」の印刷代が高額となったため、今回不足分の補正をお願いするものでございます。次に 4 款衛生費、2 項清掃費、3 目施設整備費で 500 万円の増額をお願いしておりますが、内容といたしましては、年度末までクリーンセンターを安全に運転するため不具合の出ている破碎機の油圧ユニット交換など必要最小限の緊急修繕工事等を行うものでございます。次の 5 款教育費、2 項小学校費、1 目笠置小学校管理費でも労務単価の引き上げに伴う用務員並びに調理師賃金の不足分 9 万 4,000 円を計上いたしております。同じく 3 目の南山城小学校管理費では、スクールバス 3 か月分の借り上げ料として 71 万 3,000 円を計上いたしております。次に同じく教育費の 3 項中学校費、2 目の和東中学校管理費では 19 万円の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては、4 月から採用しております用務員の通勤手当というもの

になってございます。続きまして同じく、教育費の4項社会教育費、1目社会教育総務費での補正額、7万6,000円でございますが、こちらにつきましては、南山城村の学校施設開放の増加に伴いまして鍵の開け閉めなどを行うアルバイト賃金の不足分を計上したものでございます。同じ2目の社会教育施設費では、笠置町中央公民館のブロック塀の一部撤去補強等を行うため工事請負費、19万5,000円を計上させていただいております。同じく3目文化財保護費では、連合の文化財補助金交付要綱に基づく補助金交付のため、19節の負担金、補助及び交付金、3万円を計上するものでございます。内容といたしましては、9月4日の台風21号により被害を受けた京都府指定天然記念物、八坂神社の杉にまだ落下の恐れのある枯れ枝や剥離した杉皮などが残っており、その撤去費用の一部を補助するものとなっております。最後に同じく教育費の5項保健体育費、2目給食業務事業費では196万1,000円の増額補正をお願いしておりますが、7節の賃金では、労務単価の引き上げに伴います和東給食センター調理師のアルバイト賃金と、同じく和東給食センターの空調設備の実施設業務の委託料といたしまして、185万8,000円を計上させていただくものでございます。以上で第2号補正予算案の概要説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。畑君。

◎ 7番（畑 武志）

それでは、今回の補正、聞いてまいります。13ページの衛生費の中で工事請負費、500万、これについてはただいま説明がありました。必要最小限3月までの期間と、これはそれで理解しております。そうした中で午前中、岡田議員の一般質問がございました。極端に言ったら1丁目1番地という内容でされておりました。ところが連合長の答弁では、民間委託というような方向が出たと私もこのように解釈しております。それは私もある程度納得しております。しかしながらそれまでの経過の中で若干、連合長の政治姿勢に聞いてまいります。というのは、この民間委託にされるということはいろいろ論議されておりました。検討委員会の中でも議会に全員協議会を持ってくれということで持った経緯もございます。これは皆さんご存じだと思います。そうした中で去る11月8日前後だったと思います。一住民の方からこの3月30日をもって東部じんかい処理組合は休止だ、こういうような発言を聞いたと、畑君本当ですかと言われたときに、私は正式にも公式にも聞いておりませんから何とも言えませんという答えを返したところ、その人は東部連合議会でしたのかとこういう極端な論法ですわ。ということは、今日初めて民間委託するというようなことを私はここで聞きいたしました。ここにおられる皆さん方だって正式に聞かれたのは今日初めてです。にもかかわらずその話が先にそういうふう伝わっていたことが私は仮にも議会軽視が甚だしい。このように思う。だから連合長の政治姿勢を聞きたいと、こ

のように思ったのです。当然今までこの継続について、地元の方にお願いに上がっておられていましたこともお聞きいたしました。連合長の話の中では撰原区と下島区はまあオーケーですよと私はそういうふうに見ていたのですが、これは私の取り方ですよ。しかし、一地域だけが反対があるのだと、私はこのように思いました。町長はそう言っておられなかったかもしれませんが、私の取り方はそうです。だけど先ほど言われたように 11 月と言ったように 11 月 8 日にその話を既にその人から聞いているんですよ。だからあんまり議会も知らないこと何で先に言っているのだと、だから私は知りませんとさっきの話と繰り返しになります。この点について連合長はどういうふうに思われているのですか。一つお聞きしたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいまいただきました畑議員の質問に答えさせていただきたいと思います。これはまず議会で今への経緯がありますが、まず一つ議会からも多くの声が出ておりましたのは 20 年という協定を結んでおるのが来年の 3 月 31 日で終わるんじゃないかなと、それまでに早く次のことをしていかないとなかなか成長していけないと、次につながらないじゃないかと若しくは遅くないのやないかというようなご意見がたくさんありました。そこで私は申し上げておりました。先ほどの岡田議員のご質問にもありましたように、今もそれを例に挙げていただきました。1 丁目 1 番地というのは、最初にやらなきゃならん、もう最初に考えないといけないのは、もう皆さん廃掃法の中には、ここの条例もそうだけど、設置条例で焼却場については下島区にある施設がこの 3 町村の焼却であることは説明を待たずして皆さん方がご承知いただいていると思います。だからあそこで処理しようということになれば、むしろ早く説明に行かなければならない、むしろ遅いのではないかというのが大体の議会議員の皆様方のお話でした。私はこれまだ交渉中ですからそういうことの中では話をしておった、覚えていただいていたと思いますが、これは今折衝が遅いのであればいろいろと地元の町長としても、また、いろいろと折衝はしておりますと、なかなかその中ではいかないから、その当時から緊急避難処置をとらなきゃならんという話をしておりました。緊急避難処置が目的ではありませんけれども、それをそのときには示唆いたしておりました。その後折衝していくときには先ほど申し上げました下島区の例でいきますと、過去に反対派と賛成派と大きく分かれました。これが今後の地域づくりに大きく影響してきたことは議員の皆さん方もご案内のとおりであります。そうしたことを二度と繰り返さないというのが大事でありますから慎重にしていまいりました。そのときの言葉は議会で申し上げておりますのは、どういうことを申し上げたかといいますと、20 年間の協定については真摯に受け止めておりますという答弁をしていまいりました。そうしたら 20 年間たった

ら次どうなるねと、このときには一生懸命努力させていただくということで努力の姿勢をこの議会でもしていました。しかしご心配をかけてその姿のオーケーがまだとれてないやろ、途中の3月で止まるやないかと、そうしたら住民に迷惑をかけるやないかと、そうならないように注意しないとイケませんねというのが多くの議員の皆さん方の心配事でありました。これについては私どもはいろんな方法をとらなきゃならない、これは民間というのは緊急避難の中に含んでいることでありまして、その間、民間もあれば西部じんかいに対してのお願いにも行くなど、そういうことも考えながらやってまいりました。そうしてそのときに議会の中でも明らかにさせていただいたのは、これは今のところはっきりまだ交渉できていけませんので、休止も何もこの場ではまだ緊急避難ということでご案内、形は1丁目1番地というのは廃掃法で言ったら、先ほど施設はまだ設置条例上あるわけでありますから、あれは20年というのは協定でいうたら20年で、ここにも予算がこうして公債費で見させていただいたらわかりますように、まだ補修を入れてあれを維持していくためになっておりますので、あれをやっぱり考えていくのはどこでいうなら今日も申し上げておりました。今日の主は下島区、全ての区にですね。延長をお願いしたいということを主に申し上げます。ずっと延長と、これが一番先の話、これが廃掃法の法律上の話なのです。そうやってこれは今も前も変わらない。そうやけど、さっきの話でできなかつたらどうするという二つの、そのときには民間委託もあれば西部に行く話もある。しかしここでもう皆さん方に明らかにして、12月に私はこのころには明らかにいたしますよという答弁をいたしました。明らかにというのが今日のご挨拶申し上げました。3月をもって休止させていただく、そしてその間の民間委託で事務を進めていくと、こういうお話をさせていただいておるところなのです。これは今までの経過の中での話であって行く方向についてはこの議会でも相当示唆しておりますから、それについては議員の皆さん方の方向そのものはご案内の方向はどこだろうなというふうにご認識いただいているものと理解しておりますが、これが1丁目1番地ではありませんので先にあまり前もって言っていない、延長の話が第一であります。そして地元の下島区からまずあるところからお話をしていくことですから下島区を回り、そして通っている撰原区にお願いし、そして石寺区にお願いしました。この内容については繰り返ししますが、下島区、撰原区というのは、私どものこの行為というのを非常に好意的にとっていただきました。それはそれで、これはどれも石寺区においても役員さんを通じての話としては好意的にとっていただいております。ただ反対があるというのは、こうして議会でプロとしてやってこられた方は和東にたくさんおられるわけですから、その方たちが心配されておりました。そういうことを考えていきますと、やっぱりいろんな承知されている方については非常に心配されているわけなのですが、多くの方が私は好意的に思っているだろうと私は好意的に受けとめたことが非常にうれしく思いました。というのは議員の皆さん方が支えていただいて今日のこの20年間を迎えられた、これが非常に大きい。ここをうれしく思いましたから最初の挨拶で入れさせていただきました。そして今後ともやらなきゃいけないのは、今日も言いましたけれど

も、まだまだやっていかなきゃいけないのは延長の話を実現させることで努力しないといけない。これはさっきのまた繰り返しになりますが1丁目1番地、延長の話です。延長に努力させていただきたい。繰り返しこれがあの焼却場で焼却できるように一つ皆さん方のお力添えをいただきたい、そしてこの設置条例にある焼却場でもって設置、処理をするところという方向で実現させていきたい。このように思っているところであります。このように考えていきますと、非常に早いか遅いかではなく微妙なところがあります。これは相手がいる話です。私も今ようやく休止をするというふうに踏み切ったのは区長さんの話でした。今の区長さんは賛成派の区長さんでありました。そして反対派の方を気にして、私このまま行ってしまったらまた賛成ということになりますから、一つここは一区切り置いて、反対も何もしませんけれども一区切りおいて、そして折衝させていただきたいという思いを訴えられました。私は今までにこの下島区を二分して、畑議員もご案内のとおり非常に大きな問題を今まで引きずってきました。私はこれを信頼してもらおうというところに今皆、私ども苦勞をかけてきました。そしてようやくその結果が信頼していただいたところに今あるのかなと、これからの交渉にそういったことを踏まえて、それを基礎として努力していきたいとこのように思っております。ただまだこの行為については今、畑議員はこうやったと言われますが、話の内容は生きた内容であります。非常に微妙な話、これは休止ですから1日の休止、1か月の休止、1年の休止、2年の休止、いろいろあります。休止にしたって一呼吸置くにはいろいろあります。ここはもう引き続いてやる努力を私どもはしていけないといけない、これは議員さんみんな一緒だと思います。だからはっきりしているというのは、これからもまだ続けていく努力をこれからも今日で終わったのではありません。下島区、石寺区、撰原区、そして近隣の町村の区に対して、お願いに行くという努力をまだしております。まだ事務局段階では日付を聞いて近く行くところの交渉もしてもらっています。そういう生きた内容でありますので、その点ご理解いただくとして、こうだった、ああだったということじゃなしに前向きの方角としてご理解いただいたものと思っておりますので、その点一つご理解いただきたいと思います。ただ姿勢として私もこれだけしゃべるわけですから、もう、しゃべりの堀だと言われているのですから、いわゆる誠意のないように思われた点が誤解をした点があろうかと思いますが、一生懸命わかってもらえるようにしゃべっているつもりです。そういうつもりであります。その点もご理解いただきまして、今後ともひとつよろしくお願いして答弁とさせていただきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

畑君。

◎ 7番（畑 武志）

今、町長の答弁を聞いておりますと、私が聞いているとおりに切りかえて言っているのです。私はその経過は全部皆さん知っておられますよ。言っておられることも。最初に言

ったことは11月8日の時点で来年4月1日から中間施設をお願いします、そういうふうになったから、畑君、ありがとうよ、こう言われたわけです。だから私はそんなこと知りませんよと、公式の場で何も聞いておりません、今日聞いたの初めてです。だから今町長が言っておられるのは、全然すれ違いなのです。そして一生懸命その経過をずっと話されておりますが、それは副連合長も行かれたと思います。その辺の経過は私はわかりましたよ。わかったけど、このメンバーの何人かの方はそれは知っておられたかは定かではありません。でも先ほど言ったように、さっき町長からもっと何とか言われたけど、そんなこと言われる前にその人からそういうことを聞いているから、私は我々連合議会に出ている者が何も知らないのに何でやねんと、それを聞いているのです。それを町長は答弁をすりかえていますよ。待ってくださいよ。でも、その答弁をすりかえた中でやっているから私は聞きたいのですよ。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

すりかえたという話ですが、すりかえはいたしておりません。これははっきりと言っておきます。しかし今申し上げておりますように、11月8日、私はちょっと覚えはありませんが、区へ話し合いに行くときには延長のお話をしに行っております。お願いに、その一点で僕は。だからちょっと質問の中で大体その方から聞きましたと、私も大体わかりました。その時点でひいてはお願いに行っております。その日の言われている日の時点でお願いに行っています。これは事務局を連れていっていますから事務局に確認をとってください、その日は。その後の話をされてますから。私はまだそのときの話ではお願いに行っているわけです。その話の結果としてこういう話になっているということを今日ここで申し上げます。それを踏まえて今日の話をしております。だからごまかしもないです。時系列でしたら事務的な面がありますので、その点でご確認いただきたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

畑君。

◎ 7番（畑 武志）

さっきから私が言っているのは、11月8日の時点で本人に会って3月31日から向こうに行くようになりましたと言われているのですよ。それはその中身の二人の話は私は知りません。向こう行くことは私は理解しておりますよ。しかし、我々が知らないことを何でそこまでふれるのですかと私は言いたいのですよ。そうと違いますか。他の議員は誰も許していなかったのでしょうか、その時点で。今日初めて一般質問されて、そういうことに決

定した、そこに落ちついたなど、こういう理解をしていたのです。けど、今質問で言ったら、私の質問の内容と全然すれ違いがあるのですよ。それはどういう話になったかそんなん知りません。そうだけど、そこまで言われることは確信持って言われているんでしょう。それを聞きたかっただけですよ。それを意地になって、私がどうですとかおかしいですよ。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

今の話ですが、もう一つ言うなら、私は11月8日か知りませんが、話はしてもらったけど事務局に言っているのはここへ行って話した系列の中で行く時点ではお願いと言いましたね、その間に前から聞きましたよと言っておられますね、質問で。その前に聞かれたのが11月か知らんけど聞いたと、その話は誰から聞いたか知らんけど、それは私とタッチするところ知りませんよね。誰に聞いて、誰から聞いて、その人が正しいという前提に立って今質問されておりますね。私、正式に事務局に確認してくださいというのは、そのまだ後のときのお願いに行っているときですよ。お願いに行っているときには、さっきから言っているように延長のお願いに行っているのです。その前に決まりましたという話をされたというのは全然つながらないです。これは一回事務局の時系列で確認してから質問してください。

◎ 議長（杉岡 義信）

畑さん、ちょっと休憩しよう。他にありませんか。坂本君。

◎ 8番（坂本 英人）

坂本です。僕もこの衛生費の施設整備費、僕もこの仕事をしていたのでよくよく多分延命図ってぎりぎり引っ張ったとは思いますが。運悪いことに多分油圧が何か漏れたんだろなというところのイメージまではつくのですけれども、今連合長がおっしゃったように2年なのか1か月なのか1週間なのかわからないけど止めると、その期間が長ければ長いほどさらに変えた施設が悪くなるわけですよ。車を2年ほっといたらエンジンがかからないようになるとかオイルが漏れるようになるとかはよくある話じゃないですか。それでこれに500万使うのは全然仕方ないことですが、そうなったら止まっている間の維持管理はどうなっていくのかと、燃やすことが近隣住民がバツを出しているのであれば粗大ごみの処理だとかあき缶の処理だとかというのは破碎機だけでもいける仕事だと僕も認識はしています。だからどういう部分で地元にお願ひに行くのか、焼却炉ありきで願ひに行くのか、それとも全部機械を遊ばしたまま、だんだんそれこそ酸化して行って錆びていく地下もいっぱいありますよね。あの辺の点検だとか、そういう話一切これまで出てこなかった

のですよ。そこは同時並行でなされていくべき話だと思うので、今回休止ということが決まったのだったら、その後じゃあどうやってあそこを管理しながら次すぐスタートできるのか、それとも一回全部止めてしまって、もう一回再構築してからまた人員を入れて点検整備してからお金つぎ込んで始めるのか、その辺はどういうふうに連合はお考えなのかとお聞きしたいです。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただ今の坂本議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。確かに今一番大きな難しいところは、さっきも言ったように延長のお願いに行っているわけですね、今も。しかし一区切りを真摯協定があるから、さっきも繰り返しで申しわけないですけど、一区切り置きたいというのが地元の声なのです。その一区切り置きたいというのは私は受け止めたというのが今回の話ですね。いわゆる休止ということ。だから今休止の期間が何か月とか、先ほど西さんも質問されましたけれども、いつまでされるのですかというのは、速やかにやりたいということを申し上げました。これは何かといたら目的は地元の方にご理解いただいて了承いただいた中で再開していきたいと、こういう願いがあるからです。坂本議員が言われた質問の中では、そこに微妙なところは、これからの交渉の中で1か月ぐらいでしたら、このままの休止で今のままでさらに燃やすことができます。もしこれが1年となれば途中でどうか手を入れないといけない。この辺のところの動きが出てきますね、これからの。今だから私は1日も早いこといける方をとりたいです、正直なところ。これだけかけていろいろ手をかけずしてやっていきたい。これを長く置きますと、もうこれ何年と置いたらもうやり変えないといけなくなる。だからこの辺のところを見定めながらやっていかないといけないと思っております。だからさっきまで非常に畑議員のところでもちょっと申し上げました、生きた交渉というのが生きた中で、今決定でこうやということと言っても、今きょうやて3か月休止で次いきますねんとなってなかなか言えませんから、1年になるのか3か月になるのか、少なくとも1月に1か月するののもっとかかるのか、この辺のところを見定めながら今度やっていかないといけない、この辺のところは十分私もその状況を把握しながら、そうやってまた必要あれば予算等でその途中で維持する修理とか必要があれば議会の皆さんともご相談申し上げながら進めていきたいと、こんな思いで今決定した、こうするという事は申し上げられないのですが、そういう状況で進めてまいりたいと、このように思っております。

◎ 議長（杉岡 義信）

坂本君。

◎ 8番（坂本 英人）

坂本です。余り連合長を刺激するとまた怒るので考えてしゃべりますわ。委託業者いますやん、委託業者は今までずっとあの施設を守ってきた。3月31日でばっと仕事が切れるのか、それとも維持管理みたいなもので、ごみを処理せずとも機械は動かせるわけじゃないですか。そうすると、何らかの仕事が町の中で、和東町の中で仕事がまだ残っているわけじゃないですか。そういうふうなことも考えたらいきなり3月31日、はい終わりです、機械またさらから起こしますというのは余りにもちょっとおかしい話だと僕は思うのです。限りなく機械もんというのは生きていますので動かさないといけないのですよ。僕もずっと維持管理でやっていましたから、あそこの苦勞というのは多分皆さんより100%僕が知っていると自負しています。その中で延長どうのこうの話と並行して、それが進んでいないことに僕はすごいずっと違和感を感じながら今日までできたのですけれども、今、連合長の答弁を聞いても交渉とは僕は別の話をしている。なおかつ、本当に1か月であろうが2か月であろうが3か月であろうが2年であろうが3年であろうが、やっぱり毎日油を差してあげないといけないかもしれないし、動かしてあげないといけないかもしれないし、ボタンも押してあげないといけないかもしれないし、そういうふうなお考えが連合の中であるのかという話を今回させていただいたつもりです。

◎ 議長（杉岡 義信）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

今、坂本議員のおっしゃったことはまことにそのもので、今連合で鋭意、計画を検討している最中でございます。当然、施設を維持管理するということで来年度の予算で、そういった維持管理のメンテナンス部分、これについては燃やさずとも機械を一定の形で維持するという部分の必要な部分を見定めて、日立の方からも技術的な提案を受けながら検討を今進めているところでございます。一番大きな問題なのがごみピットの中の残ったごみです。これを一旦は1週間でも置いとけば当然腐っていくわけです。これを早い段階で排出すると、これについてはもう燃やせませんので、一定廃棄物として処理していくという方向なんかも必要になってきます。それにかかっている費用も非常に高額になってくるということはわかっております。あと電気、それとか重油とこういった経費も当然燃焼させないのでかなり減ってくるとは思いますけれども、当然まだ数年必要になってきますので、この辺については初期の段階で契約電力の見直し等もさせていただいて、できるだけ経費を節減しながら施設をできるだけ長寿命化させたいなと思っております。それとは別に施設そのものが20年きてますので、将来的に稼働延長というようなことになりましたら、一定の大きな金額をかけて更新をかけて再延長に向けて施設をメンテナンスしていく必要

もごさいますので、それはそのときにまた議会にお諮りをして承認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

坂本君。

◎ 8番（坂本 英人）

一つちょっと安心ができたかなと思います。こういう話も同時に議会に説明願えれば、僕らも住民さんに聞かれたときにすぐそういう話もできますし、それが二元代表制だと思うのですよ。連合だけが考えていること、議員がただただ不安に思っていること、というのはお互いにシェアしないとよくはないと思うので、その辺、もっと早く言うただけで違う対応もできますし、質問も変えられると思いますのでよろしくお願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

奥森君。

◎ 9番（奥森 由治）

補正予算書の13ページです。小学校管理費のバス借上げのことにつきましては、委員会で説明を受けました。今後どういう状況で対応されるのかをお聞きします。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

バスの件ですが、この3月に悲しい事故が起こりまして、それからもちろんあの事故につきましては、100、0です。ということは、うちとしましてもそのまま代わりのバスがもらえるぐらいの、ということを考えておったのですが、ところが相手さんも亡くなっております。うちとしましては、向こうの保険会社に賠償といたしますか、それがバスを買うほどの金が全然出ないということがはっきりしました。それはないだろうということで、弁護士さんと相談しましても、もともとのバスそのものからもうそれは絶対かえられるものはないということでした。これ以上は無理だろうという弁護士さんの考えもありまして、そういうことでバスが1台なくなるということになります。そのことについては、また村とも相談しながらとりあえず、午前中に言いましたようなバス2台分を1台にして、そこで何とか児童生徒数も少なくなっている状況があります。笠置中学校のバスを動かすことによって小学校も乗れるのではないとか、ということも含めてちょっと午前中に答弁さ

せてもらったような次第です。ご理解をお願いします。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。畑君。

◎ 7番（畑 武志）

よろしいですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

冷静にな。

◎ 7番（畑 武志）

冷静になっていますよ。だからこれは幾ら言ってもそんなん食い違いですよ。ただ、恐らくそういうニュアンスで話されたことがそういうふう伝わっているかも、それはわかりませんよ。でも聞いたのが我々は議会は議会でルールを、私が言いたいのはもう最後です。もうこれ以上言いません。議会として我々受ける立場のルールを守ってください。これだけです。先ほども坂本議員が言われたようにやっぱりルールだけは守ってくださいよ。町長まだ何か思っておられて言いたいことわかっていますよ。これ以上言って和東の議員と連合長がけんかしたって意味がありませんから、そこは私十分理解しております。でも中間施設に委託するのは、3人の連合長が決められて、いろいろ条件を鑑み、決められたことは、それらについて私は反対も何もしておりません。何回もくどく同じことばかり言いますけどルールだけ守ってください。我々は議会に出ているのですよ。それだけです。これ以上言いません。

◎ 議長（杉岡 義信）

答弁は、答弁は要るでしょう。堀連合長、短目に。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

私も誤解を招いている面があるかと思います。だから今、畑議員が言われているように、一生懸命これに向けてご苦労いただいているわけですから、その立場というのを十分踏まえながら考えていきたいと思いますので、足りないところは一つご了解いただいて、今後とも一つよろしく願いいたします。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。岡本君。

◎ 1 番（岡本 正意）

今の議論は大分整理されたなとは思ったのですけれども、連合長にもう一度確認だけしておきたいのです。公式な場で3月で休止するというふうに今日初めて言われました。ただ休止という中身、以前和束町の議会でその話をされたときには、炉を燃やさない、要は焼却はやめると、だけど粗大とか他ありますね、破碎するとかなんやかんやというのは別に燃やさないのだからみたいなことをちょっと言われたことがあったのですけれども、今回その休止するというのは焼却業務はやめると、だけど焼却以外の業務はやりますということなのか、とりあえず全部全て業務についてはストップさせる、さっきのメンテの話は別にしてもね、そういう実際の業務そのものは、そういう区分けをされているのか、それともとりあえず全部全て業務としてはストップさせるというのは、その辺ちょっとどうですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

先ほどの答弁にも重なって恐縮ですけれども、焼却施設としては設置条例上ありますね。あそこにあります。そして20年というのは焼却処分という焼却の部分ですね。それをあそこで20年間だという協定になっています。あそこには焼却とか、破碎、また収集して分別収集、ご存じのように他の機能もあります。それを全部やめておきますよということにはあの中では伺えないですね。だから焼却施設があるということは、先ほどと重なりますがあそこはまだその施設維持していく、努力していかないといけないと、こういうふうに理解いたしております。だけど答弁で維持するためには先ほど坂本議員の質問にもありましたように、それで安心しましたわということで、やっぱり維持していこうという努力をこれからしていかないといけない。それで焼却部分が全部復活すると全部が復活するのですが、あそこで中間処理だとかいろんな分別収集車とかやっていることについては、まだ他へという話はまとまってませんので、原則的にはあそこでやるという話で多分議会で質問された中では答弁していると思いますので、それについて今の中と大きな変わりはないというふうに思っております。今ご理解いただきますように焼却というふうにご理解いただいた方がいいのかなと、このように思います。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1 番（岡本 正意）

今連合長の、私としては焼却部分はやめるという意味だという話だったと思うのです

ね。他の焼却以外の破砕部分とかいろんなリサイクルの関係とかいうのは残りますという話ですけど、それは本当に地元の方とかも含めて、実際、普通例えば施設をやめますとか休止するといった場合は基本的には全部やめるというのがイメージだと普通だと思うのですよ。これはやるけどこれはやらへんみたいなのは余り聞いたことないと思うのですよ。あの事業そのものを休止するということだと思うのですよね。そこが例えば協定とかにそういった部分は触れていないから焼却だけなんだと言うが、行政だけがそう思い込んで、地元はそうは思っていないとかいうことになれば、そこはやっぱり齟齬が出てきていろいろまたもめごとになってくる面もありますので、そこは正確に何をやめるのか、何を続けるのかとか、その辺をはっきりとした形で説明していかないとやっぱり思い込みで、例えばそんなはずだとか、いうことだけでいってしまったらやっぱりまたそんなことないやろみたいな話になって、また、後いろいろもめるもとにもなりますので、そこはやっぱり今後延長の話もありますけれども、ちゃんと整理した中で議会にもそうですし、何をどうするという説明もしてもらわないといけないし、住民に対してもそこはちゃんと誤解がないように伝えていかないといけないと思うのですよね。これは議長にもお願いしたのですけれども、以前全員協議会でこういう方向でという有識者の会議の方の報告をいただいたときは、全員協議会を開いていただいて一定数の方向性を示していただいたのですけれども、今回ここで初めて公式では初めて休止するとか民間委託するとかいうことを示されたわけですから、それも含めてちゃんと議会に対してのこういう答弁して云々だけじゃなくて、ちゃんとまとまった形で方向性について説明をいただく場を持っていただかないとちょっと、いろいろ認識のずれなんかも起こってもよろしくないと思いますので、その辺も含めて町長のお考えはどうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

先ほど法律上、条例上の制定はそこにあるということは申し上げましたけれども、これは今現在そういった業者がそういう方法をとれる業者というのをこれから決めていかなきゃならない。そういったことをまず提案をいただいて決める。プロポーザル方式というのですけれども、そういう方法をとって決めていく具体的な面があります。だから法律上はそこで、先ほど私が申し上げましたように、そういう処置があるんですと言うたかて、提案型でこういう方法をする方が経済的ですよということで非常に柔軟なところがありますね。だからそういうところもいきながら今度業者の選定も絡めて考えていくという要素があります。私は今答弁をここ公式な場所にありますので、いわゆる法律上、廃掃法上、そういうことに合わせて答弁させてもらっている面が多いわけですから非常にこれは住民に対しては理解されるかいうところを、今岡本議員もご心配いただいておりますが、こうい

ったところを丁寧に説明も入れながら延長の話もしていかないといけない、ご理解もいただかなければならない、このように思っております。ここの答弁は廃掃法上に則って答弁させてもらいましたから申し上げましたけれども、これから具体的に提案、業者を決めていくところで経済的な行為とかそれを照らしてこっちの方がいいねという、法律上照らし合わせてやれる場合と、わざわざあつこまで持って行かなかて中間処理施設でできる場合もあるわけですから、そういうことも含めながら方法は今後において大きく変わる可能性も出てまいります。そういうことを十分見きわめながら考えていきたいと、そしてある程度の方向が定まってくると、こうやって今申し上げたように議会にも上げる機会があるのかなと、このように思っております。この辺のところはまた副連合長と皆さんとも相談しながら、そして議長とも相談しながらやっていくということで進めてまいりたいと、先ほど言いましたように非常にここでこれに決めたという方法ではなかなかとれないというところがありますので、そういった点も一つご理解をよろしく願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

そこは本当に認識のずれがないように住民の方に対しても議会に対しても説明の場をしっかりと持っていただきたいのですけれども、そこでやはりもちろん関連されている施設を持っておられる区であるとか、その協定を結ばれている各区であるというところにも説明もそうなのですけれども、ごみの処理の環境は全ての住民にかかわる問題で毎日のごみ出しとの関係で全ての方にかかわってくる問題です。これは町の議会でもお話したことあると思うのですけれども、4月1日から収集の曜日であるとか分別の方法であるとかそういった今までやってきた、積み重ねてきた手法というものが全く変更がないのかどうか、そういう方向で例えば各町村と調整されているのかどうかですよね。また、そういったものをいつの段階で各住民の方のそのうち収集カレンダーもつくりたくないといけないのですよね。そうすると、そこがはっきりしないとなかなかできないということもあると思うのですけれども、その辺のいわゆる休止に向けての民間委託に向けてのカレンダーとかスケジュールというのはもう検討されているとは思いますが、それは具体的にそっちの方がいいでしょうか。ちょっとその辺だけ説明をお願いします。

◎ 議長（杉岡 義信）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

今おっしゃったように4月1日から収集業務というのがないわけではないので、当然今

までの形の収集を踏襲した形で民間業者の収集、また処理ができるような形で業者を選定していききたいと考えております。それについては基本的な分別収集というルールについては変えないということを前提に考えております。ただ、収集業者さんもいろんな業務の中で最適な方法を提案していただく、それは随時途中で見直しをかけるなり考えていきたいと思っておりますが、移行当初はこれまでの住民の混乱を招かないような方法でスタートさせていききたいと今は考えておりますので、カレンダー等についての印刷も含めて早い段階で住民にお渡しできるような形で取り組んでいききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。坂本君。

◎ 8番（坂本 英人）

坂本です。社会教育費、社会教育施設費で笠置町公民館運営諸費、ブロック塀一部解体撤去補強工事なのですけれども、これは移設が早まっていたらなかった話なのでしょうか。それとも教育委員会が移っても、この工事はしなあかんかったんやろか、どうなんでしょう。

◎ 議長（杉岡 義信）

生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（井上 浩樹）

建築基準法に則る工事でございますので、廃止後の笠置町の使用目的にもよりますが、最終的にはどの段階においても撤去する必要があると考えております。

◎ 議長（杉岡 義信）

坂本君。

◎ 8番（坂本 英人）

連合ができた当初に中央公民館が町から連合に移ったという話は聞きましたけれども、逆に移設し終わった後、連合が持ち続ける財産なのか、それとも町にまた戻すのか、そういうことは移設が8月31日にもうやると今日の朝の時点でお聞きしたので、それは決まっているのでしょうか。それこそあれは急傾斜地だったりとか水の問題だったりとか、すごい問題がいっぱいありますよね。職員が雨のときは水かえてくれている状況もいっぱい報告は受けていますけれども、そういうものも連合で持ち続けていただけるのか、それとも笠置町がまた撤去なり、負ってくれるのか、その辺はもう決まっているのですよね。

◎ 議長（杉岡 義信）

総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

失礼いたします。ただいまの坂本議員の質問にお答えさせていただきます。今現在連合並びに連合教育委員会と笠置町と笠置分室の移転につきまして、検討させていただいて議員が先ほどおっしゃっていただいたとおり、来年の8月を目標に移転の準備を進めているところでございます。今笠置町中央公民館につきましては、社会教育法に基づく公民館施設ということで連合の持ち物ということになってございます。笠置町とのやりとりの中で移転後のその施設についての扱いをどうするかという部分につきましては、一旦教育財産から外させていただいて一般財産というような形をとった後に笠置町に返還をするということで笠置町と今現在協議をしておるところでございます。したがって、議員がおっしゃっていただいたとおり笠置分室移転後、あの施設の管理はどこなするかという具体的な話になりますと、今の考え方でいきますと笠置町さんをお願いするという形になってこようかと思っております。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

坂本君。

◎ 8番（坂本 英人）

いずれにしろ、しなきゃいけない工事だということで認識はそれでいいのですけれども、もっと全てのスケジュールが早く収まっていれば笠置町で、こぼちから考えられた仕事なら補強しなくてもよかったんじゃないのかいろんなこと思うわけですね。今の件があったから慎重に事を進めていたのか、それとも単に笠置町の問題で振興会館に入れなかったのか、その辺が僕はすごい疑問だったのです。なぜ笠置の振興会館にそのまま移ってこられそうな大きさなのに、なぜ今まで時間がかかったのかなというのが、朝の副連合長の答弁では慎重に慎重にと慎重に教育委員会と議論を進めていると、それこそ地元との話し合いじゃないですけど、いつその場が持たれて、どんな話をされて、なぜ入れないのかというのが全く見えてこないです。で慎重に議論していると、じゃあ何を議論しているのかと、何が足かせなのかと、今振興会館に入っている既存の団体が足かせなのか、それだったら100%笠置町の問題じゃないかと、僕個人的には思うわけです。教育委員会としてどういうふうな話し合いをなされたのか説明願いたいのですが。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

分室の移転ということで、うちは移転させてもらう方です。だから教育委員会が勝手にいつどこにこういうふうにといいわけにはいきません。だから一つは事務局、事務局はどこに置いてもらうのだろう、図書室を一緒にということになりますから、図書室の設定等については、これはうちが責任を持って青写真をつくっております。ただ、時期どうのこのについては、うちがとやかく言うことではありませんので、これは笠置町さんの思いとかでそういうのがあったのではないかなと思っております。だから時期は当然笠置町さんの都合によりますから、教育委員会としてはそれに合わせてもらうということです。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。これで質疑は終わります。これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（杉岡 義信）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、採決します。議案第6号 平成30年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、議案第6号 平成30年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。日程第7 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から、会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（杉岡 義信）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。堀広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。本議会におきましては、先ほどもいろいろとご質問いただきましたように非常にご心配いただいております。

ります、東部クリーンセンターの今後の問題等について、多くの方向性について説明させていただきました。この間、議員の皆さん方にも本当に不安を与えているという点においては非常に申しわけなく思っているわけですが、相手はこれからまだ交渉事もあります。こうやっていろいろと決めていくことが多くありますので、これからもよろしくお願ひしたいと思っております。それとあわせまして、これからも多くの課題を抱えて運営するわけですが、議員の皆さん方の一層のご指導ご協力を賜りたいと思っております。また、これから年末を迎え非常に寒い日を迎えます。健康には十分ご留意いただきまして新しい年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

これをもちまして、平成 30 年相楽東部広域連合議会第 3 回定例会を閉会します。本日はご苦勞さまでした。